

令和 7 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案研究)

精神障害の労災認定事案における業務による心理的負荷となる出来事の実態分析

研究分担者 高見具広 独立行政法人労働政策研究・研修機構
労働市場・労働環境部門 主任研究員

＜研究要旨＞

【目的】精神障害の労災認定事案を対象に、業務による心理的負荷となる出来事について、性・年齢階級や業種・職種の面から見た発生傾向、経年変化、時間外労働との関係、発生時期を分析し、労働者の健康悪化をもたらした勤務状況を多角的に考察する。

【方法】平成 24 年度～令和 4 年度における精神障害の労災認定事案 5,805 事案を分析対象とした。出来事は厚生労働省の記録をもとし、性・年齢階級や業種・職種、時間外労働時間数との関係で、出来事の分布状況及び平均変化率を分析するとともに、発病年月日と評価期間の情報をもとに出来事の発生月を推定し、出来事類型との関係を分析した。

【結果】心理的負荷となる出来事の発生状況は、性・年齢階級や業種・職種によって異なる。職種との関係では、建設・採掘従事者、生産工程従事者、農林漁業従事者、運搬・清掃・包装等従事者における「事故や災害の体験」、事務従事者における「セクシュアルハラスメント」、管理的職業従事者における「役割・地位の変化等」、「極度の長時間労働」、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」等が、全体分布と比較したときに顕著な過剰が認められた。中分類・小分類レベルにおいても、出来事によって発生件数の多い業種・職種の特徴が確認された。経年変化では、出来事の年平均変化率で見ると「セクシュアルハラスメント」の増加が著しい(+10.1%)。属性別では、女性(+8.6%)や、「医療、福祉」(+12.6%)等の業種、「サービス職業従事者」(+7.3%)等の職種で支給決定件数の増加が著しい。時間外労働との関係では、「仕事の量・質」事案のほか、「役割・地位の変化」や「対人関係」の事案の一定割合が平均時間外労働月 80 時間以上である。時間外労働月 80 時間以上の事案の年平均変化率は減少傾向にあり(-2.2%)、「その他」の事案の増加が顕著である(+16.0%)。さらに、出来事の発生月は、「極度の長時間労働」は 12 月等で発生割合が相対的に高く、「役割・地位の変化」は 4 月、「パワーハラスメント」は 6 月に多い等、季節的な特徴が確認された。

【考察】精神障害の労災認定件数が増加傾向にある中、被災者属性や仕事内容によって、心理的負荷をもたらす出来事の内容は異なる。また、経年変化からは、労災認定事案の質的变化が確認された。また、時間外労働が出来事として認定されていなくても、恒常的長時間労働等によって健康悪化をもたらされたケースも一定程度あると示唆された。また、出来事には、一定の季節性がうかがえた。

【この研究から分かったこと】労働者の健康確保のためには、心理的負荷に関わる出来事の特徴をふまえて、その予防策を考案する必要がある。

【キーワード】精神障害の労災認定事案、心理的負荷となる出来事、時間外労働

研究分担者:

池添弘邦(労働政策研究・研修機構・統括研究員)
藤本隆史(同機構・リサーチアソシエイト)

A. 目的

本研究は、過労死等の労災認定事案における被災者の就業状況を分析し、健康を損なう過重労働の態様について考察する。特に、本年度の研究では、精神障害の労災認定事

案を対象に、業務による心理的負荷に関わる出来事(特別な出来事、具体的出来事)について、その業種、職種との関係や、時間外労働との関係、及び出来事の発生月の特徴について考察する。

厚生労働省『令和 6 年度 過労死等の労災補償状況』(令和 7(2025)年 6 月 25 日報道発表)によると、過労死等に関する労災請求・認定件数は引き続き高い水準で推移している。令和 6(2024)年度における業務災害に係る脳・心臓疾患の労災請求件数は 1,030 件で、前年度より増加している。支給決定件数は 241 件で、これも令和 5 年度(216 件)を上回っている。精神障害については、労災請求件数が 3,780 件、支給決定件数(労災認定件数)は 1,056 件と、いずれも増加傾向が続いており、精神障害に係る労災請求・認定の増加が顕著である。厚生労働省「令和 6 年度過労死等防止対策白書」によると、業務災害に係る精神障害の労災認定件数の指数推移は、平成 22(2010)年度の認定件数を 100 とした場合に、令和 6(2024)年度は自殺(未遂を含む)事案で 135.4、自殺以外の事案で 398.4 である。

過労死等(脳・心臓疾患、精神障害)は、業種・職種による件数の差が大きく、仕事・職場環境をはじめとした背景要因の解明と防止策が喫緊の課題となってきた¹⁾。業種・職種による労災認定件数の傾向について、厚生労働省『令和 6 年度 過労死等の労災補償状況』によると、業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位 15 業種)は、「医療、福祉—社会保険・社会福祉・介護事業」(152 件)、「医療、福祉—医療業」(118 件)、「運輸業、郵便業—道路貨物運送業」(69 件)等である。また、業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位 15 職種)は、「事務従事者—一般事務従事者」(98 件)、「専門的・技術的職業従事者—保健師、助産師、看護師」(70 件)、「輸送・機械運転従事者—自動車運転従事者」(62 件)、「サービス職業従事者—介護サービス職業従事者」(62 件)等である。これらの業種・職種において何が心理的負荷をもたらしているかを解明することが求められる。

精神障害の労災認定では、心理的負荷に関わる業務上の出来事の有無が重要な評価要素である。業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、労災認定基準にある「業

務による心理的負荷評価表」を指標として、「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時間労働」という「特別な出来事」がある場合、もしくは、特別な出来事がない場合でも、29 項目の具体的出来事が認められ、心理的負荷の強度が強いと認められれば、業務上の負荷があったと判断される。

労災認定基準は、近年、社会情勢の変化を背景に継続的な改正が行われてきた。まず、令和 2(2020)年 5 月の改定において、業務による心理的負荷評価表の「具体的出来事」として、パワーハラスメントが明示的に位置付けられた。その後、令和 5(2023)年 9 月にも改定が行われた。この改正のポイントの一つとして、業務による心理的負荷評価表の見直しが挙げられる。具体的には、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた(いわゆるカスタマーハラスメント)」や、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」といった出来事が新たに追加された。

各出来事の認定件数の経年変化は、厚生労働省「令和 6 年度過労死等防止対策白書」のほか、労働安全衛生総合研究所の報告書で示されている²⁾。従来は仕事の量・質に関わる出来事の件数が多かったものの、近年ではパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの顕著な増加が確認されるなど、心理的負荷に関わる出来事は多様になっている。

このような労災認定事案の状況・変化がある中、精神障害の労災認定事案の研究に当たっては、心理的負荷となる出来事に注目する意義がある。心理的負荷となる出来事として労災認定基準に示されるものは多様である。そのため、労災認定件数全体の傾向のみに注目するのではなく、各出来事の認定傾向を詳細に分析することが、過労死等の実態把握や予防策の考案のために重要である。

出来事の研究においては、仕事の特性等、労働者個々が置かれていた状況によって出来事発生が異なる可能性に着目する必要がある。たとえば、身体的作業を伴う現業職においては、業務中の事故や災害に伴って心理的負荷がかかるケースが相対的に多いと推測されるのに対し、オフィスワークを主とする職業においては、昇進や異動に伴う役割・地位の変化や対人関係に伴って心理的負荷がかかるケースが相対的に多いと推測される。労災認定事案の中でも、心理的負荷に関わる業務負荷

に、業種や職種による質的な相違が推測される。性・年齢階級による違いも考えられる。

職業階層によって健康を損なうリスクが異なることは社会疫学等の研究で知られる^{3), 4)}。職業特性を詳細に分析した近年の調査研究も、職業特性によって、労働者のメンタルヘルスや身体症状への影響が異なる可能性を示す⁵⁾。たとえば、身体活動を常に伴う職業特性、対人サービスに伴うストレスの大きな職業特性、厳密性・正確性が求められる職業特性、規則的で反復的な作業という職業特性は、労働者にそれぞれ異なる身体的・精神的負荷をもたらしている可能性がある。過労死等の労災認定事案でも、心理的負荷をもたらす出来事は職業特性によって異なる可能性があり、詳細な解析を行う意義がある。

労働時間との関係も重要な論点である。労災認定基準が示すように、精神障害に係る過重負荷として長時間労働は様々な形で関わる。具体的には、発病直前の1か月におおむね160時間を超える時間外労働を行った場合等の「極度の長時間労働」が特別な出来事として認定されるほか、具体的出来事として、仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事により時間外労働が大幅に増えた場合や、1か月に80時間以上の時間外労働が生じるような長時間労働となった状況それ自体を出来事として評価する。さらには、恒常的な長時間労働の下で発生した出来事の心理的負荷は平均より強く評価される必要があるとの考え方のもと、恒常的長時間労働がある場合の他の出来事の総合評価として、1か月おおむね100時間の時間外労働が評価要素となっている。

精神障害の労災認定事案の中で長時間労働事案の占める割合について、厚生労働省『令和6年度 過労死等の労災補償状況』に基づくと、令和6(2024)年度の業務災害に係る精神障害の労災認定(支給決定)1,056件のうち、心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働が月80時間以上の事案は227件であり、約21.5%である。長時間労働が認められなかった事案の中には、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに「業務災害」と認定した事案が少なからず含まれる。

労災認定事案の解析において、労働時間は様々な観点から分析されてきた⁶⁾⁻¹²⁾。たとえ

ば、精神障害の自殺事案において、月単位の時間外労働が分析され、長時間労働のパターンが析出されている⁶⁾。精神障害「極度の長時間労働」事案について、発病前1か月間の各日の就業状況が検討され、長時間労働事案では、深夜勤務や不規則勤務、連続勤務が少なくなく、労働者の健康状態の悪化につながったことが示唆された¹⁰⁾。また、脳・心臓疾患の労災認定事案を対象に、「調査復命書」に付属する「労働時間集計表」データをもとに、時間外労働時間数にとどまらず、拘束時間、連続勤務、深夜勤務、交替制勤務・不規則勤務、勤務間インターバルに関する事案の状況が解析された¹¹⁾。そうした長時間労働・過重労働の背景には、事業場の業務管理や労働時間管理の問題がある¹²⁾。過労死等の予防策の考案のためには、事案における時間外労働等の就業スケジュールの状況を詳細に分析することが求められる。

予防の観点からは、心理的負荷に関わる出来事の発生時期を分析することも意義がある。たとえば、長時間労働が発生しやすい時期や、心理的負荷に関わる地位・役割の変更等が発生しやすい時期など、各出来事には一定の季節性があることが推測される。こうした点の解明も、過労死等の予防策の考案に有用だろう。

本研究は、上記の問題意識のもとに、精神障害の労災認定事案における心理的負荷となる出来事を分析する。

B. 方法

1. 分析対象

本研究の分析対象は、平成24(2012)年度～令和4(2022)年度における精神障害の労災認定事案5,805事案である。当該年度における精神障害の労災認定事案の属性的な特徴は、労働安全衛生総合研究所の報告書で示されている²⁾。

2. 分析方法

分析に用いるデータは、労災認定判断に際して労働基準監督署が作成する「調査復命書」の記載情報をもととした、労働安全衛生総合研究所の過労死等データベースである。心理的負荷となる出来事については、厚生労働省が「過労死等の労災補償状況」で公表している数値のデータを結合して集計した。なお、出来事のうち特別な出来事については、その内訳(「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時

間労働)について、厚生労働省の保有する出来事の記録情報(元データ)をもとに、調査復命書の記載も参照しつつ、区分して集計した。

出来事の扱いについて、精神障害の労災認定基準の改定(認定基準に記載の出来事の追加・変更)が度々あったことから、本研究では、認定基準にある個々の出来事別の件数ではなく、出来事類型をもとに、認定基準改正前後の出来事数を統一的に扱って集計する。具体的には、過労死等防止対策白書と同様、特別な出来事(「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時間労働」)、出来事「事故や災害の体験」「仕事の失敗、過重な責任の発生等」「仕事の量・質」「役割・地位の変化等」「パワーハラスメント」「対人関係」「セクシュアルハラスメント」の類型をもとに、それぞれ該当有無の変数を作成し、解析を行う。

時間外労働については、厚生労働省の記録に基づく、心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を用いる。精神障害の労災認定事案では、時間外労働の記録のない「その他」の事案も少なくない。これは、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに「業務災害」と認定された事案である。当該事案に長時間労働がなかったことを必ずしも意味するわけではないが、発病に関わる事実として長時間労働の存在が確認されなかったケースと見ることができる。

出来事の発生時期については、調査復命書に記載のある発病年月日と評価期間をもとに次のように作成した。評価期間の記録がない事案については、発病の暦月を出来事発生月と見做した。また、評価期間が1か月の場合、出来事発生月を発病の暦月と同じと見做した。順に、評価期間が2か月の場合は、発病の前月を出来事発生月と見做した。

C. 結果

1. 心理的負荷となる出来事の基礎集計

1) 出来事類型別の件数

分析対象の事案における出来事類型別(「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時間労働」「事故や災害の体験」「仕事の失敗、過重な責任の発生等」「仕事の量・質」「役割・地位の変化等」「パワーハラスメント」「対人関係」「セクシュアルハラスメント」)の件数を示す。

表1には、各出来事の合計件数とともに、認

定年度別、性・発病時年齢階級別、決定時疾患別に各出来事の件数を示す。平成24(2012)年度から令和4(2022)年度までの合計の認定件数を見ると、特別な出来事729件のうち、「心理的負荷が極度」327件、「極度の長時間労働」402件であった。出来事類型では、「仕事の量・質」に関わる出来事が最も多く(1,463件)、「事故や災害の体験」(1,106件)、「対人関係」(1,044件)がそれに次ぐ。

支給決定年度別の数値は、特別な出来事の内訳の他は厚生労働省「過労死等防止対策白書」にて公表されている数値と同じである。「仕事の量・質」に関わる出来事は、従来から多く認定されてきたが、近年でも件数が多い。「事故や災害の体験」は令和2年度(133件)と令和4年度(131件)に多いなど、近年において認定件数が多い。また、「対人関係」に関わる出来事も従来から認定件数が多い。パワーハラスメントは労災認定基準改正によって令和2年度より認定されているが、令和4年度は認定件数が最も多くなっている(147件)。セクシュアルハラスメントも、令和3年度(60件)、令和4年度(66件)の認定件数が以前より多い傾向がある。なお、経年変化については、平均変化率の分析をあらためて示す。

性・年齢階級別に見ると、男性・40代(386件)、男性・30代(364件)で「仕事の量・質」に関わる出来事が特に多いことが確認される。「仕事の量・質」に関わる出来事は、男性・20代以下(212件)、男性・50代(207件)でも200件を超えている。「事故や災害の体験」は、男性・30代(187件)、男性・40代(176件)で多く、女性・30代(126件)、女性・40代(121件)で多い。「対人関係」は、男性・40代(191件)、男性・20代以下(173件)、男性・30代(170件)で多く、女性・40代(118件)、女性・20代(115件)でも多い。「セクシュアルハラスメント」は女性・20代以下(176件)で顕著に多い。なお、件数で見ると相対的には少ないものの、特別な出来事「心理的負荷が極度」が女性・20代以下(72件)でやや多いこと、「極度の長時間労働」が男性・40代(122件)で多いことも特徴的である。性別や年齢階級による傾向の相違が現れている。

決定時疾患名との関係を見ると、「F4:神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」の発病は、「自己や災害の体験」(925件)、「仕事の量・質」(478件)、「対人関係」

(620 件)、「セクシュアルハラスメント」(305 件)、「心理的負荷が極度」(272 件)において多い。内訳を見ると、全体としては「F43.2 適応障害」が多いものの、「事故や災害の体験」や「心理的負荷が極度」においては、「F43.1 心的外傷後ストレス障害」や「F43.0 急性ストレス反応」の発病も多く確認される。「F3: 気分(感情)障害」の発病は、「仕事の量・質」(970 件)、「対人関係」(422 件)、「極度の長時間労働」(291 件)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」(241 件)において多い。内訳を見ると、「F32 うつ病エピソード」が大半を占めている。

2) 性・年齢階級による出来事の分布傾向

性・年齢階級による心理的負荷となる出来事の傾向を考察する。全体の分布と比較して性・年齢階級と出来事類型との関係でどこに特徴があるのかを明らかにする方法をとる。

クロス集計に基づく、性・年齢階級と出来事類型とは有意な関連があった($\chi^2(72) = 1645.80, p < .001$)。そこで、 χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出した。調整済み標準化残差が正の値の場合、当該カテゴリーにおける出来事の過剰分布を示す。

図 1 は、性・年齢階級と出来事類型の関連(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)のヒートマップである。有意水準 5%相当の目安として、調整済み標準化残差が 2 以上のセルを着色し、標準化残差の値を記載している。図中では、期待値を上回る程度が大きいほど色が濃くなり、出来事の過剰な集中が見られる領域を示している。

標準化残差が特に大きなカテゴリー(標準化残差 4 以上)は下記の通りである。「セクシュアルハラスメント」は女性・20 代以下(標準化残差 21.98)、女性・30 代(同 14.68)、女性・40 代(同 8.43)において顕著な過剰が認められた。また、「事故や災害の体験」は男性・60 代以上(同 8.79)に、「仕事の量・質」は男性・30 代(同 8.19)、男性・40 代(同 6.70)、男性・50 代(同 4.33)に、「心理的負荷が極度」は、女性・20 代以下(同 6.91)、女性・30 代(同 5.16)に、「極度の長時間労働」は男性・40 代(同 5.20)に、「パワーハラスメント」は男性・20 代以下(同 4.62)に、「対人関係」は男性・20 代以下(同 4.62)及び女性・50 代(同 4.09)に、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」は男性・40 代(同 4.84)に、「役割・地位の変化等」は男性・50 代(同 4.21)に、それぞれ偏って存在してい

ることが示された。なお、これらは実数の大小を直接示すものではなく、全体分布に基づく期待値との比較において相対的に多く観測された組み合わせを示すものである。

3) 経年変化の分析

各出来事について、平成 24(2012)年度から令和 4(2022)年度までの年度別件数を用いて年平均変化率を算出した。具体的には、出来事ごとに年度(西暦)を説明変数、件数に 1 を加えた値の対数[$\log(n+1)$]を目的変数とする線形回帰分析を行った。件数には 0 件の年度が含まれるため、そのまま対数を取ることができないことから、すべての件数に 1 を加えた上で対数化した値を用いた。

この方法により、件数が一定の割合で増減すると仮定した場合の平均的な増減傾向を推定することができ、件数の水準の大小や短期的な変動の影響を受けにくい指標が得られる。変化率の指標として、基準年に対する増減率や対前年増減率を用いる方法もあるが、労災認定件数は年ごとの変動が少なからず見られることから、短期的変動に左右されにくい上記の方法を採用した。

回帰分析で得られた年度の係数は、「年度が 1 年進んだときに、件数(正確には件数に 1 を加えた値)が平均してどの程度の割合で変化するか」を表す。この係数を指数変換し、1 を差し引くことで、年度あたりの平均変化率(%)として解釈する。

これらの結果を、出来事ごとの年度別件数とともに重ねて図示したのが図 2 である。図では、年度別件数(点及び実線)に加えて、対数変換を用いた回帰分析に基づく推定値を破線で示しており、件数が一定の割合で増減すると仮定した場合の平均的な推移を表している。

図を見ると、年度によって件数の増減はあるものの、「極度の長時間労働」は年平均変化率が -3.6% であり、長期的には減少傾向にある。一方で、「仕事の量・質」は年平均変化率が $+2.5\%$ 、「事故や災害の体験」は $+2.0\%$ であり、いずれも緩やかな増加傾向が認められる。また、「セクシュアルハラスメント」は年平均変化率が $+10.1\%$ と、他の出来事と比べて増加の程度が大きい。実数値で見ると、2021 年度に 60 件、2022 年度に 66 件と、近年の増加が著しく、これらが平均変化率を押し上げていることがうかがえる。なお、「パワーハラスメント」については、令和 2(2020)年度以降に認定

対象となったため、表に掲載の数値は参考値ながら、年平均変化率は+21.7%と非常に高い。

次に、性・年齢階級別に、平成 24 年度から令和 4 年度までの年度別件数を用いて年平均変化率を算出した。平均変化率の算出方法は先ほどと同様であり、件数(0 件を含む)に 1 を加えて対数化した値を被説明変数、年度を説明変数とする回帰分析により、年度が 1 年進むごとに件数が平均して何%変化するかを推定したものである。

これらの結果を、性・年齢階級ごとの年度別件数とともに重ねて図示したのが図 3 である。図では、年度別件数(点及び実線)に加えて、対数変換を用いた回帰分析に基づく推定値を破線で示しており、件数が一定の割合で増減すると仮定した場合の平均的な推移を表している。

図を見ると、年度によって件数の増減はあるものの、平均的な増減傾向が確認できる。年齢計を見ると、男性においては +1.3%と大きな増加傾向が見られない一方、女性においては +8.6%と大幅な増加傾向が確認できる。性・年齢階級別に見ると、「女性・40 代」で年平均変化率が+11.2%、「女性・20 代以下」で+9.4%となっており、高い増加率が示されている。実数値のグラフからは、女性・20 代以下、女性・40 代で、2020 年以降の増加が著しいことから、近年の件数増加が平均変化率を押し上げていることがうかがえる。もともとの認定件数の水準に性・年齢階級間による差があるものの、女性では多くの年齢層において、男性に比べて年平均変化率が高いという特徴が確認された。一方、男性においても、「50 代」で年平均変化率が+4.3%、「20 代以下」で+3.3%であるなど、年齢階級によっては増加傾向が認められる。

2.業種・職種との関係での特徴

1) 業種・職種別の件数

次に、業種・職種による出来事の状態を示す。まず、業種(産業大分類)別、職種(職業大分類)別の出来事の件数を示す(表 2)。

業種別に見ると、「仕事の量・質」は製造業(235 件)で件数が多く、卸売・小売業(184 件)、運輸業、郵便業(170 件)が続く。「事故や災害の体験」は、医療、福祉(264 件)で最も多く、製造業(228 件)、運輸業、郵便業(124 件)が続く。「対人関係」は、医療、福祉(223 件)が最も多く、卸売業、小売業(170 件)、製造業(167 件)が続く。

職種別に見ると、「仕事の量・質」は専門的・技術的職業従事者(414 件)が突出して多く、事務従事者(260 件)が続く。「事故や災害の体験」は専門的・技術的職業従事者(231 件)、生産工程従事者(206 件)が多い。また、他の出来事と異なり、建設・採掘従事者(114 件)で多いことも特徴である。「対人関係」は専門的・技術的職業従事者(266 件)が突出して多く、事務従事者(191 件)、サービス職業従事者(156 件)が続く。

2) 業種・職種による出来事の分布傾向

業種・職種によって、出来事の分布に違いがある。この点を詳細に分析する。

まず、業種と出来事類型との関係を見る。クロス集計に基づくと、業種と出来事類型とは有意な関連があった($\chi^2(144) = 763.80, p < .001$)。そこで、 χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出した。調整済み標準化残差が正の値の場合、当該カテゴリーにおける出来事の過剰分布を示す。

図 4 は、業種と出来事類型の関連(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)のヒートマップである。有意水準 5%相当の目安として、調整済み標準化残差が 2 以上のセルを着色し、標準化残差の値を記載している。図中では、期待値を上回る程度が大きいほど色が濃くなり、出来事の過剰な集中が見られる領域を示す。

全体の分布と比べて、標準化残差が特に大きいカテゴリー(標準化残差 4 以上)は下記の通りである。「仕事の量・質」は情報通信業(標準化残差 7.86)、学研究、専門技術サービス業(同 5.25)及び宿泊業・飲食サービス業(同 4.97)に過剰が認められた。「事故や災害の体験」は医療、福祉(同 6.95)や漁業(同 6.07)、鉱業、採石業、砂利採取業(同 5.34)、建設業(同 5.07)、農業、林業(同 4.32)に過剰が認められた。「極度の長時間労働」は宿泊業・飲食サービス業(同 5.95)や情報通信業(同 5.17)に偏っている。「心理的負荷が極度」は金融業・保険業(同 4.69)に、「対人関係」は医療、福祉(同 4.32)に偏って存在している。なお、これらは実数の大小を直接示すものではなく、全体分布に基づく期待値との比較において相対的に多く観測された組み合わせを示すものである。

次に、職種と出来事類型との関係を見る。クロス集計に基づくと、職種と出来事類型とは有

意な関連があった($\chi^2(88) = 928.33, p < .001$)。そこで、 χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出した。調整済み標準化残差が正の値の場合、当該カテゴリーにおける出来事の過剰分布を示す。

図 5 は、職種と出来事類型の関連(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)のヒートマップである。有意水準 5%相当の目安として、調整済み標準化残差が 2 以上のセルを着色し、標準化残差の値を記載している。図中では、期待値を上回る程度が大きいほど色が濃くなり、出来事の過剰な集中が見られる領域を示す。分類不能の職業のケースは表示していない。

全体の分布と比べて、標準化残差が特に大きいカテゴリー(標準化残差 4 以上)は下記の通りである。「事故や災害の体験」は、建設・採掘従事者(標準化残差 11.80)、生産工程従事者(同 9.51)、農林漁業従事者(同 7.70)、運搬・清掃・包装等従事者(同 5.07)で顕著な過剰が認められる。「セクシュアルハラスメント」は事務従事者(同 9.72)に過剰が認められる。「役割・地位の変化等」は管理的職業従事者(同 7.12)及び事務従事者(同 4.11)に過剰が認められる。「極度の長時間労働」は管理的職業従事者(同 6.32)に過剰が認められる。「仕事の失敗、過重な責任の発生等」は管理的職業従事者(同 6.00)に、「仕事の量・質」は管理的職業従事者(同 4.12)に過剰が認められる。なお、これらは実数の大小を直接示すものではなく、全体分布に基づく期待値との比較において相対的に多く観測された組み合わせを示すものである。

なお、標準化残差の大きさをもとにすると、業種と出来事との関係よりも職種と出来事との関係のほうがより標準化残差の大きなカテゴリー(分布の偏り)が際立っているとも解釈できる。

3) 経年変化の分析

次に、業種別に、平成 24(2012)年度から令和 4(2022)年度までの年度別件数を用いて年平均変化率を算出した。平均変化率の算出方法は先ほどと同様であり、件数(0 件を含む)に 1 を加えて対数化した値を被説明変数、年度を説明変数とする回帰分析により、年度が 1 年進むごとに件数が平均して何%変化するかを推定したものである。これらの結果を、業種ごとの年度別件数とともに重ねて図示したのが図 6 である。図では、実際の年度別件数(点及び

実線)に加えて、回帰分析に基づく推定値を破線で示しており、件数が一定の割合で増減すると仮定した場合の平均的な推移を表している。図を見ると、年度によって件数の増減はあるものの、回帰分析に基づく平均的な増減傾向が確認できる。

図を見ると、医療、福祉では年平均変化率が+12.6%となっており、増加率が非常に高い。実数のグラフで見ると 2020 年以降に顕著な増加が確認されることから、それが平均増加率を押し上げているとうかがえる。特定の業種において年平均変化率が高い傾向が見られる。

次に、職種別に、平成 24(2012)年度から令和 4(2022)年度までの年度別件数を用いて年平均変化率を算出した。平均変化率の算出方法は先ほどと同様であり、件数(0 件を含む)に 1 を加えて対数化した値を被説明変数、年度を説明変数とする回帰分析により、年度が 1 年進むごとに件数が平均して何%変化するかを推定したものである。これらの結果を、職種ごとの年度別件数とともに重ねて図示したのが図 7 である。図 7 では、実際の年度別件数(点及び実線)に加えて、回帰分析に基づく推定値を破線で示しており、件数が一定の割合で増減すると仮定した場合の平均的な推移を表している。図を見ると、年度によって件数の増減はあるものの、回帰分析に基づく平均的な増減傾向が確認できる。なお、分類不能の職業は分析の対象外とした。

図を見ると、サービス職業従事者では年平均変化率が+7.3%となっており、増加が著しい。専門的・技術的職業従事者は、従来件数が多い職種であるが、平均変化率も+4.7%と増加傾向にある。販売従事者も平均変化率が+5.4%と増加傾向にある。特定の職種で年平均変化率が高い傾向が見られる。

4) 各出来事に特徴的な業種・職種の詳細

これまで業種(産業大分類)・職種(職業大分類)別に、業務による心理的負荷となる出来事の発生状況を概観した。ここでは、業種・職種の中分類・小分類レベルで、各出来事の発生件数における特徴的な業種・職種を示す。

まず、業種(産業中分類)について、出来事類型別に発生件数の多い上位 10 業種を示す(表 3)。出来事合計では、社会保険・社会福祉・介護事業が最も多い(537 件)。出来事類型ごとに件数の最も多い業種(中分類)は、「心理的負荷が極度」では社会保険・社会福

社・介護事業(45件)、「極度の長時間労働」では道路貨物運送業(42件)、「事故や災害の体験」では社会保険・社会福祉・介護事業(136件)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」では社会保険・社会福祉・介護事業(52件)、「仕事の量・質」では道路貨物運送業(126件)、「役割・地位の変化等」では社会保険・社会福祉・介護事業及び道路貨物運送業(16件)、「パワーハラスメント」では医療業(40件)、「対人関係」では社会保険・社会福祉・介護事業(128件)、「セクシュアルハラスメント」では社会保険・社会福祉・介護事業(52件)となっている。

次に、職種(職業中分類)について、出来事類型別に発生件数の多い上位10職種を示す(表4)。出来事合計では、一般事務従事者が最も多い(615件)。出来事類型ごとに件数の最も多い職種(中分類)は、「心理的負荷が極度」では自動車運転従事者(34件)、「極度の長時間労働」では法人・団体管理職員(38件)、「事故や災害の体験」では保健師、助産師、看護師(99件)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」では法人・団体管理職員(38件)、「仕事の量・質」では一般事務従事者(154件)、「役割・地位の変化等」では一般事務従事者(54件)、「パワーハラスメント」では一般事務従事者(56件)、「対人関係」では一般事務従事者(130件)、「セクシュアルハラスメント」では一般事務従事者(105件)となっている。

次に、中分類レベルの業種・職種の組み合わせをもとに、出来事類型別に発生件数の多い上位10業職種を示す(表5)。出来事合計では、道路貨物運送業—自動車運転従事者が最も多い(250件)。出来事類型ごとに件数の最も多い業種・職種の組み合わせ(中分類)は、「心理的負荷が極度」では社会保険・社会福祉・介護事業—介護サービス職業従事者(26件)、「極度の長時間労働」では情報サービス業—情報処理・通信技術者及び道路貨物運送業—自動車運転従事者(26件)、「事故や災害の体験」では医療業—保健師、助産師、看護師(92件)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」では道路貨物運送業—自動車運転従事者(21件)、「仕事の量・質」では道路貨物運送業—自動車運転従事者(81件)、「役割・地位の変化等」では学校教育—一般事務従事者(7件)、「パワーハラスメント」では医療業—保健師、助産師、看護師及び飲食店—接

客・給仕職業従事者(12件)、「対人関係」では社会保険・社会福祉・介護事業—介護サービス職業従事者(59件)、「セクシュアルハラスメント」では社会保険・社会福祉・介護事業—介護サービス職業従事者(30件)となっている。

各出来事の発生件数が多い業種・職種の特徴をより詳細に解析するため、小分類レベルにおいて、出来事類型別に発生件数の多い上位5業職種を示す(表6)。ただし、件数が5件に満たない場合は表示していない。出来事合計では、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者で最も多く(238件)、病院—看護師(准看護師を含む)(186件)、老人福祉・介護事業—介護職員(177件)が続く。出来事類型別に見ると、「心理的負荷が極度」は、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(21件)、老人福祉・介護事業—介護職員(18件)が多い。「極度の長時間労働」は、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(25件)が多い。「事故や災害の体験」は、病院—看護師(准看護師を含む)(87件)で多く、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(52件)、老人福祉・介護事業—介護職員(47件)が続く。「仕事の失敗、過重な責任の発生等」は、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(19件)が多い。「仕事の量・質」は、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(78件)が多い。「役割・地位の変化等」は、一般貨物自動車運送業—貨物自動車運転者(6件)が多い。「パワーハラスメント」は、病院—看護師(准看護師を含む)(11件)が多い。「対人関係」は、老人福祉・介護事業—介護職員(51件)、病院—看護師(准看護師を含む)(45件)が多い。「セクシュアルハラスメント」は、老人福祉・介護事業—介護職員(24件)、病院—看護師(准看護師を含む)(15件)が多い。

業種・職種の小分類で見ると、職業特性からみた心理的負荷の特徴がより明確に浮かび上がる。たとえば、一般貨物自動車運送業の貨物自動車運転者は、「仕事の量・質」を中心に、「極度の長時間労働」、「役割・地位の変化等」、「心理的負荷が極度」といった出来事で特に認定件数の多さが際立っている。老人福祉・介護事業の介護職員や病院の看護師は、「対人関係」、「事故や災害の体験」、「セクシュアルハラスメント」、「心理的負荷が極度」が多くあがっている。それぞれ、業種・職種の大部分レベルでは掴みきれない特徴であり、心理的

負荷を伴うリスクのある職業特性を示していると言えるだろう。

3. 時間外労働との関係での特徴

1) 時間外労働の基礎集計

認定事案における時間外労働の状況について、認定年度別、性・年齢階級別、業種別、職種別に示す(表 7)。「その他」は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに「業務災害」と認定された事案である。長時間労働は確認されなかったケースと言える。認定年度別に見ると、「その他」の件数は、令和 3 年度に 305 件、令和 4 年度に 360 件であるなど、近年になるほど多い。これは、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」の認定件数の増加との関係がうかがえる。

性・年齢階級別に見ると、月平均時間外労働 160 時間以上の事案は、「男性・40 代」(149 件)、「男性・30 代」(104 件)で多いなど、長時間労働の事案は男性の中年層で特に多い。業種別に見ると、月平均時間外労働 160 時間以上の事案は、「運輸業、郵便業」(79 件)、「製造業」(64 件)、「宿泊業、飲食サービス業」(62 件)などで特に多く、職業別に見ると、「専門的・技術的職業従事者」(140 件)、「サービス職業従事者」(79 件)で特に多い。長時間労働の事案は特定の業種・職種に多い傾向が見て取れる。

2) 出来事と時間外労働との関係

出来事類型別に、平均時間外労働時間が月 80 時間以上の事案の割合を示す(図 8)。計算の分母には「その他」の事案も含まれる。

図を見ると、「極度の長時間労働」事案で 100%であるほか、「仕事の量・質」の 7 割超(71.8%)の事案で時間外労働月 80 時間以上が認められる。「仕事の量・質」には、時間外労働時間数が認定判断で考慮される具体的出来事(「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」)が含まれるため、労災認定基準との関係で妥当と言える。

なお、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」(36.5%)、「役割・地位の変化等」(35.0%)でも 3 割超の事案で時間外労働月 80 時間以上が認められ、「対人関係」でも約 15%(16.4%)の事案が平均時間外労働 80 時間以上である。出来事としての長時間労働が認定されている事案以外でも、恒常的長時間労働等で被災者

の健康悪化に関わったケースが少なくないと示唆される。

3) 経年変化の分析

時間外労働時間数別の労災認定件数の経年変化とともに、平均変化率を推定した結果を示す(図 9)。これを見ると、「80~100 時間未満」は平均変化率が+4.1%と増加傾向にあるものの、100 時間以上のカテゴリーは、「160 時間以上」の平均変化率が-5.2%であるなど、平均変化率が減少傾向にある。図 9 では、「80 時間以上(計)」(80 時間以上のカテゴリーの合計事案数)の変化傾向を示しているが、平均変化率は-2.2%とやや減少傾向にある。対照的に、「その他」カテゴリーは平均変化率が+16.0%であるなど、大幅な増加傾向にある。実数値のグラフが示すような近年の顕著な増加傾向が平均変化率に反映されていると考えられる。図 2 で示したような、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの事案が急増している傾向と整合する結果である。精神障害の労災認定件数が全体として増加傾向にある中、その質的な変化が、時間外労働時間数の側面でも示されている。

4. 心理的負荷となる出来事の季節性

次に、出来事によってその発生が多い時期があるといった季節性について分析する。調査復命書に記載されている発病年月日と評価期間の情報をもとに、出来事の発生月について推定した。推定した結果の、出来事ごとの発生月の件数については、表 8 に示す。その上で、各出来事の発生合計件数を 100%としたときの、各月の構成比率を図示した(図 10)。構成比率が 10%を超える月については、その割合を表示している。

結果を見ると、「事故や災害の体験」、「仕事の量・質」、「対人関係」、「セクシュアルハラスメント」など、出来事発生時期に季節的な特徴が見えにくい類型もある一方、出来事の類型によっては発生月の特徴がうかがえる。たとえば、「極度の長時間労働」は 12 月(12.9%)や 7 月(11.2%)、3 月(10.9%)の構成割合が高い。「心理的負荷が極度」は、7 月(11.9%)や 9 月(11.6%)の構成割合が高い。「役割・地位の変化」は、4 月(13.8%)や 10 月(11.0%)の構成割合が高い。「パワーハラスメント」は、6 月(13.5%)の構成割合が高い。このような季節的な特徴がうかがえる。季節性の要因については今後の研究課題である。

D. 考察

心理的負荷となる出来事の発生状況は、性・年齢階級や業種、職種によって異なる。職種との関係では、建設・採掘従事者、生産工程従事者、農林漁業従事者、運搬・清掃・包装等従事者における「事故や災害の体験」、事務従事者における「セクシュアルハラスメント」、管理的職業従事者における「役割・地位の変化等」、「極度の長時間労働」、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」等が、全体分布と比較したときに顕著な過剰が認められた。中分類・小分類レベルにおいても、出来事によって発生件数の多い業種・職種の特徴が確認された。経年変化では、出来事の年平均変化率で見ると「セクシュアルハラスメント」の増加が著しい(+10.1%)。属性別では、女性(+8.6%)や、「医療、福祉」(+12.6%)等の業種、「サービス職業従事者」(+7.3%)等の職種で支給決定件数の増加が著しい。時間外労働との関係では、「仕事の量・質」事案のほか、「役割・地位の変化」や「対人関係」の事案の一定割合が平均時間外労働月 80 時間以上である。時間外労働月 80 時間以上の事案の年平均変化率は減少傾向にあり(-2.2%)、「その他」の事案の増加が顕著である(+16.0%)。さらに、出来事の発生月は、「極度の長時間労働」は 12 月等で発生割合が相対的に高く、「役割・地位の変化」は 4 月、「パワーハラスメント」は 6 月に多い等、季節的な特徴が確認された。

E. 結論

精神障害の労災認定事案を対象に、業務による心理的負荷となる出来事について、性・年齢階級や業種・職種の面から見た発生傾向、経年変化、時間外労働との関係、発生時期を分析し、労働者の健康悪化をもたらした勤務状況を多角的に考察した。

精神障害の労災認定件数が増加傾向にある中、被災者属性や仕事内容によって、心理的負荷をもたらす出来事の内容は異なる。また、経年変化からは、労災認定事案の質的变化が確認された。また、時間外労働が出来事として認定されていなくても、恒常的長時間労働等によって健康悪化がもたらされたケースも一定程度あると示唆された。また、出来事には、一定の季節性がうかがえた。

労働者の健康確保のためには、心理的負

荷に関わる出来事の特徴をふまえて、その予防策を考案する必要がある。

本研究には以下の限界がある。第一に、分析対象が労災認定事案に限定されており、就業者全体を対象として、心理的負荷となる出来事の発生率やその時系列的傾向を分析したものではない。具体的には、本研究が対象としたのは、労災補償の対象となる精神障害を発病し、それが業務に起因すると認定された事案に限られる。

過労死等の発生要因を統計学的に解明するためには、疾患を発症していない事例や、過重な業務負荷を経験していない事例を含めた比較対象を設定することが重要である。しかし、本研究の対象にはそのような比較群は含まれていない。

したがって、労働者の健康を損なう過重労働の要因を包括的に分析するためには、労災認定事案の解析とは異なる研究対象及び研究方法に基づく検討が別途必要である。

また、脳・心臓疾患事案と精神障害事案との比較考察など、精神障害事案の特徴を明らかにするための研究も今後の課題である。さらには、精神障害の労災請求事案が急増する近年において、業務外と判断された事案を含む労災請求事案の詳細な解析も、今後の研究で取り組むべき課題である。

F. 健康危機情報

該当せず。

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 高見具広. 脳・心臓疾患の労災認定事案における連続勤務、深夜勤務、不規則勤務の分析 JILPT 資料シリーズ No.297 (労働政策研究・研修機構). 2026.
- 2) Takami, Tomohiro. Karoshi and Overwork-Related Health Problems in Japan: Current Situation and Prevention Measures, Japan Labor Issues. vol. 10, no. 56. 2026.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

I. 文献

- 1) Takahashi, M. Sociomedical problems of overwork-related deaths and disorders in Japan” Journal of Occupational Health. 61(4), pp.269-277. 2019.
- 2) 佐々木毅. 脳・心臓疾患及び精神障害の過労死等事案の経年変化解析『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(240501-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 令和6年度総括・分担研究報告書』. 2025.
- 3) 堤明純. 職業階層と健康 川上憲人・小林廉毅・橋本英樹編『社会格差と健康—社会疫学からのアプローチ』東京大学出版会. 2006.
- 4) 近藤克則. 『健康格差社会—何が心と健康を蝕むのか[第2版]』. 医学書院. 2022.
- 5) 高見具広・小松恭子・山本雄三. 職業特性と健康—日本版 O-NET との接続による分析 労働政策研究・研修機構編『働き方と生活・健康の課題—JILPT 個人パネル調査の分析』労働政策研究報告書 No.235. 第2章. 2025.
- 6) Nishimura, Y., Yamauchi T., Sasaki T., Yoshikawa T., Takahashi M. Overtime Working Patterns and Adverse Events in Work-related Suicide Cases: Hierarchical Cluster Analysis of National Compensation Data in Japan (Fiscal Year 2015-2016),” International Archives of Occupational and Environmental Health 95: pp.887-895. 2022.
- 7) 酒井一博 運輸業・郵便業における過労死(脳・心臓疾患)の予測及び防止を目的とした資料解析に関する研究. 『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(150903-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 平成29年度総括・分担研究報告書』. 2018.
- 8) 酒井一博 介護サービス業の事案解析に関する研究. 『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 令和元年度総括・分担研究報告書』. 2020.
- 9) 岩浅巧. 労働時間以外の負荷要因該当事案の解析. 『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 令和2年度総括・分担研究報告書』. 2021.
- 10) 高見具広. 精神障害の労災認定事案における「極度の長時間労働」事案の検討 『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 令和2年度総括・分担研究報告書』. 2021.
- 11) 高見具広. 脳・心臓疾患の労災認定事案における連続勤務、深夜勤務、不規則勤務の分析 『過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(211001-01)』労災疾病臨床研究事業費補助金 令和6年度総括・分担研究報告書』. 2025.
- 12) 高見具広. 自律的な働き方と労働時間管理のあり方—健康確保の観点から『日本労働研究雑誌』No.752. 2023.

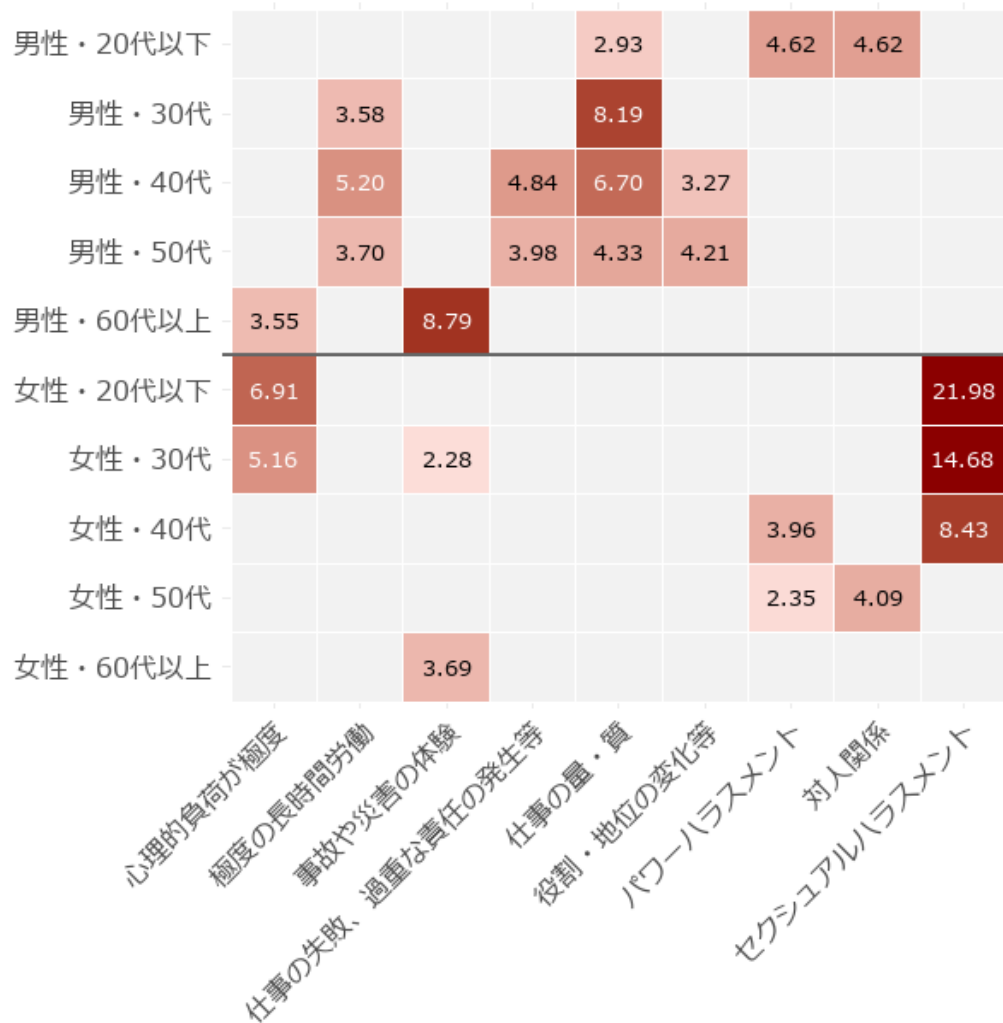
表1. 業務による心理的負荷となる出来事の数—支給決定年度別、性・年齢階級別、決定時疾患別—

		出来事の分布（n）									合計
		心理的負 荷が極度	極度の長 時間労働	事故や災 害の体験	仕事の失 敗、過重な 責任の発生 等	仕事の量・ 質	役割・地 位の変化 等	パワーハラ スメント	対人関係	セクシュ アルハラシ メント	
合計		327	402	1106	397	1463	283	371	1044	412	5,805
支給決定年度	平成24（2012）年度	41	43	96	38	108	28	-	97	24	475
	平成25（2013）年度	47	24	95	35	104	25	-	78	28	436
	平成26（2014）年度	14	47	115	54	120	28	-	92	27	497
	平成27（2015）年度	32	55	79	36	136	26	-	84	24	472
	平成28（2016）年度	24	43	95	30	149	28	-	100	29	498
	平成29（2017）年度	23	40	89	32	154	21	-	112	35	506
	平成30（2018）年度	23	32	92	29	140	24	-	92	33	465
	令和元（2019）年度	32	31	83	39	143	31	-	108	42	509
	令和2（2020）年度	29	25	133	31	130	23	99	94	44	608
	令和3（2021）年度	29	34	98	30	140	27	125	86	60	629
令和4（2022）年度	33	28	131	43	139	22	147	101	66	710	
性・発症時年齢階級	男性・20代以下	30	52	119	26	212	26	74	173	3	715
	男性・30代	30	98	187	75	364	58	49	170	2	1,033
	男性・40代	45	122	176	118	386	79	59	191	2	1,178
	男性・50代	20	67	121	68	207	53	29	77	1	643
	男性・60代以上	18	7	69	10	18	3	2	19	0	146
	女性・20代以下	72	12	99	15	77	9	40	115	176	615
	女性・30代	58	25	126	22	75	15	24	87	124	556
	女性・40代	30	14	121	33	79	23	58	118	89	565
	女性・50代	20	3	64	26	41	14	28	78	15	289
	女性・60代以上	4	2	24	4	4	3	8	16	0	65
決定時疾患名	F3：気分（感情）障害	54	291	176	241	970	180	144	422	106	2,584
	F30 躁病エピソード	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	F31 双極性感情障害	1	10	3	9	37	7	4	7	3	81
	F32 うつ病エピソード	50	246	160	201	825	156	130	381	93	2,242
	F33 反復性うつ病性障害	2	12	2	10	31	8	3	7	3	78
	F34 持続性気分（感情）障害	1	2	5	0	5	0	3	5	3	24
	F38 他の気分（感情）障害	0	2	0	0	1	0	0	1	0	4
	F39 特定不能の気分（感情）障害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	F3 下位分類不明	0	19	5	21	70	9	4	21	4	153
	F4：神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	272	108	925	153	478	102	226	620	305	3,189
	F40 恐怖症性不安障害	2	0	6	2	1	1	2	4	5	23
	F41 他の不安障害	8	9	34	5	48	4	10	24	23	165
	F42 強迫性障害	1	1	0	0	1	1	0	1	1	6
	F43.0 急性ストレス反応	46	1	175	10	5	2	12	46	23	320
	F43.1 心的外傷後ストレス障害	152	0	452	11	0	1	11	82	40	749
	F43.2 適応障害	36	78	152	103	340	82	164	360	163	1,478
	F43.8 他の重度ストレス反応	2	1	6	0	0	0	1	3	2	15
	F43.9 重度ストレス反応（特定不能）	2	0	7	1	2	0	0	0	3	15
	F43 下位分類不明	19	5	57	8	14	3	16	53	30	205
	F44 解離性（転換性）障害	0	6	7	2	20	1	2	5	3	46
	F45 身体表現性障害	0	5	12	7	24	2	3	6	5	64
	F48 他の神経症性障害	0	0	0	1	1	1	0	2	0	5
	F4 下位分類不明	4	2	17	3	22	4	5	34	7	98
	F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1	3	4	3	13	1	1	2	0	28
	その他の疾患	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4

表2. 業務による心理的負荷となる出来事の件数－業種別、職種別－

		出来事の分布 (n)									合計
		心理的負荷が極度	極度の長時間労働	事故や災害の体験	仕事の失敗、過重な責任の発生等	仕事の量・質	役割・地位の変化等	パワーハラスメント	対人関係	セクシュアルハラスメント	
合計		327	402	1106	397	1463	283	371	1044	412	5,805
業種 (産業大分類)	農林業	2	0	18	0	10	0	3	5	1	39
	漁業	1	1	14	0	2	1	0	0	0	19
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	8	0	0	1	0	0	0	9
	建設業	19	49	127	28	133	13	16	53	15	453
	製造業	44	54	228	67	235	54	67	167	67	983
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	5	2	7	2	4	4	3	29
	情報通信業	20	45	12	20	140	16	12	36	19	320
	運輸業、郵便業	46	54	124	43	170	28	29	95	29	618
	卸売業、小売業	36	33	91	78	184	47	63	170	68	770
	金融業、保険業	19	3	16	9	19	10	10	25	14	125
	不動産業、物品賃貸業	4	6	14	9	37	7	9	28	12	126
	学術研究、専門・技術サービス業	7	28	24	17	97	15	17	31	10	246
	宿泊業、飲食サービス業	15	55	32	12	137	15	21	68	27	382
	生活関連サービス業、娯楽業	6	8	20	9	34	8	10	32	10	137
	教育、学習支援業	7	6	13	10	33	10	17	42	14	152
	医療、福祉	77	33	264	70	122	31	65	223	92	977
	複合サービス事業	3	1	13	5	9	3	5	6	1	46
	サービス業（他に分類されないもの）	20	25	77	18	92	22	23	56	26	359
	公務	0	0	6	0	2	0	0	3	4	15
職種 (職業大分類)	管理的職業従事者	3	56	23	54	128	47	14	48	2	375
	専門的・技術的職業従事者	60	128	231	116	414	60	79	266	84	1,438
	事務従事者	34	42	65	71	260	72	88	191	139	962
	販売従事者	51	30	96	57	154	32	53	132	56	661
	サービス職業従事者	60	66	149	35	189	23	52	156	69	799
	保安職業従事者	1	5	18	0	13	2	1	6	0	46
	農林漁業従事者	3	1	32	0	9	1	1	5	1	53
	生産工程従事者	46	24	206	19	100	26	47	119	33	620
	輸送・機械運転従事者	35	35	107	35	113	10	14	60	10	419
	建設・採掘従事者	18	8	114	4	42	4	14	27	3	234
	運搬・清掃・包装等従事者	16	7	65	6	41	6	8	34	14	197
	分類不能の職業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

図1. 性・年齢階級と出来事類型の関連
(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)

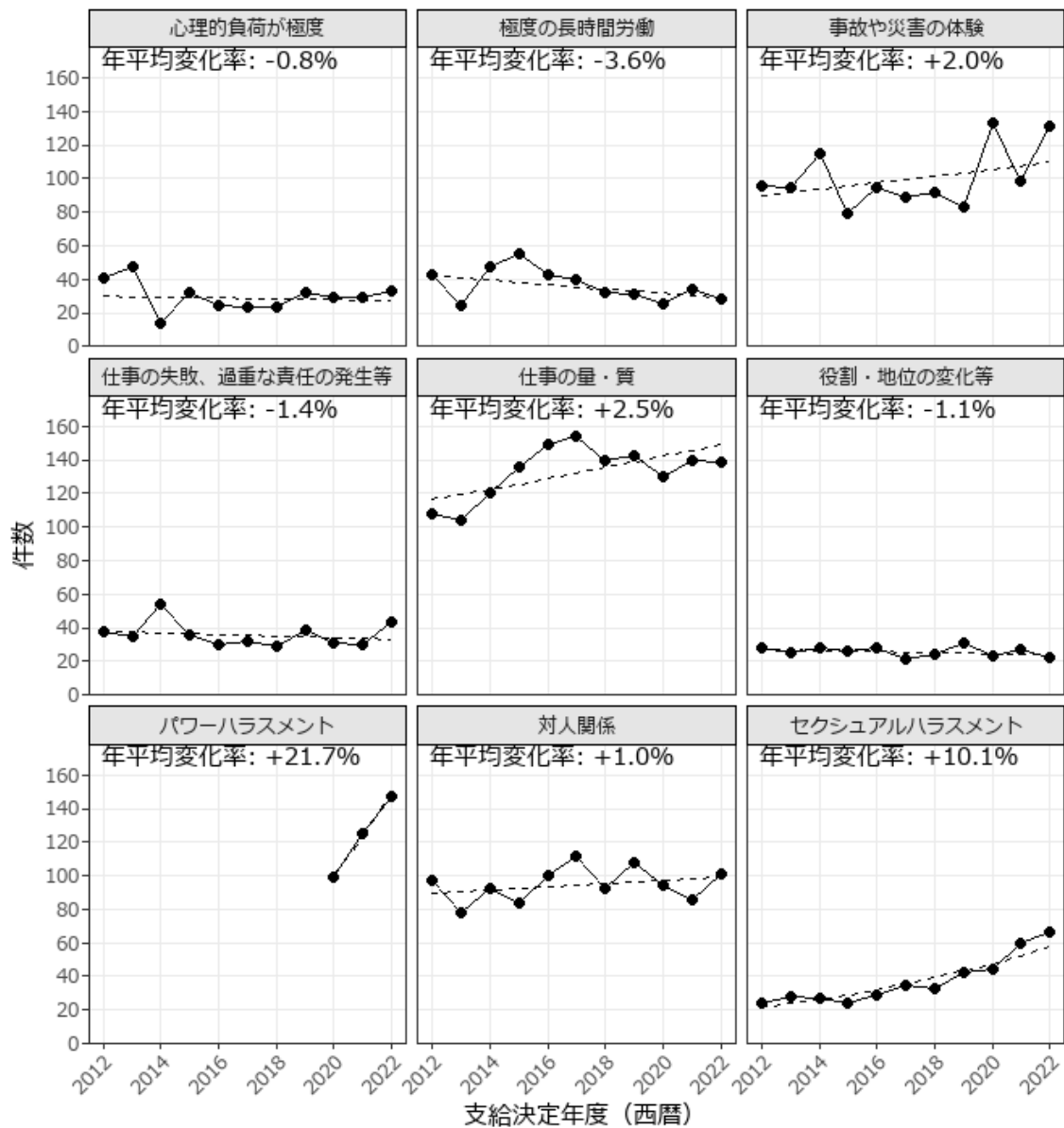


過剰度
(調整済み標準化残差)

2 4 6 8 10

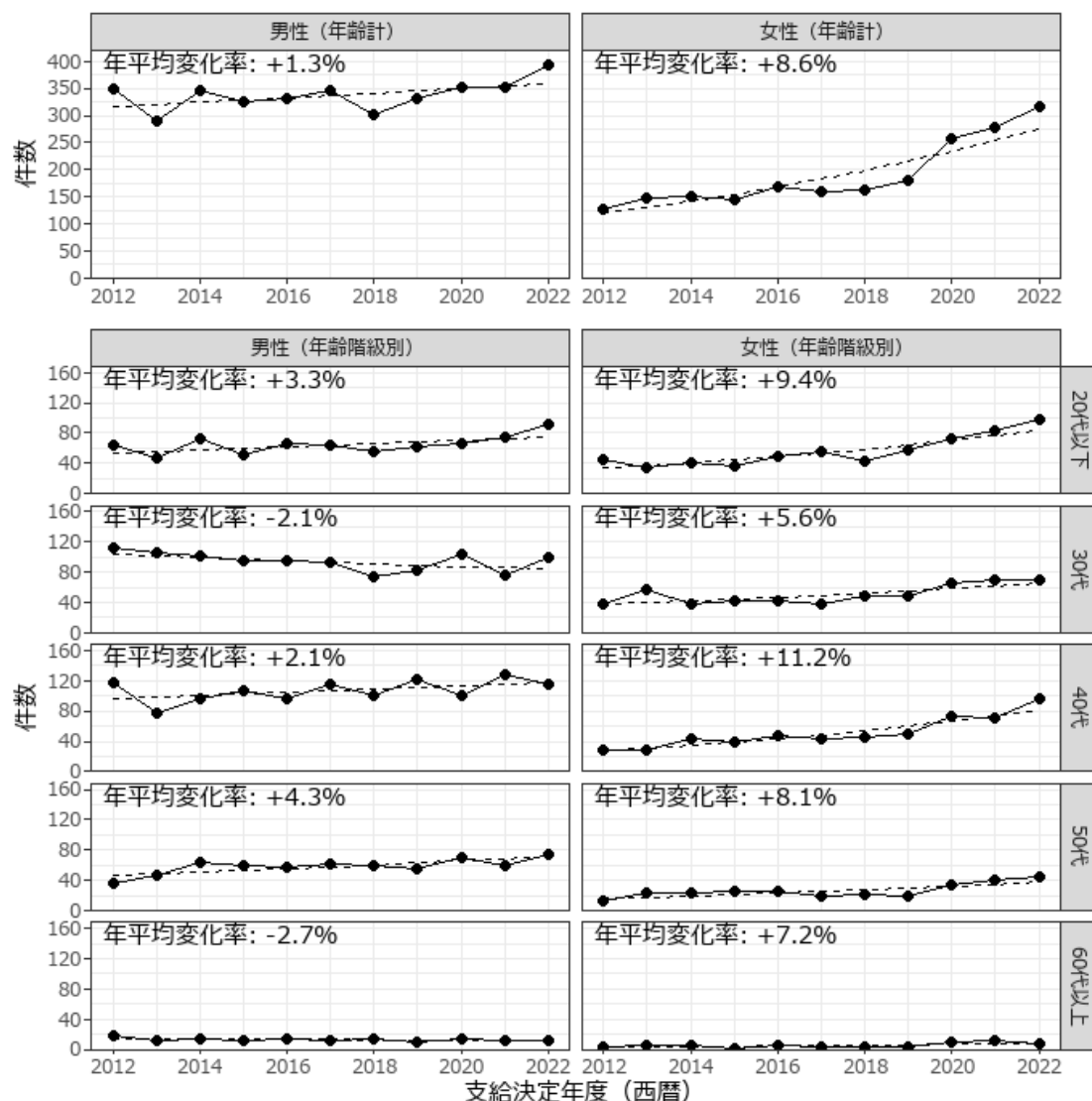
注) χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出し、2以上の正の値のみを着色した。

図2. 労災認定件数の経年変化と平均変化率（出来事類型別）



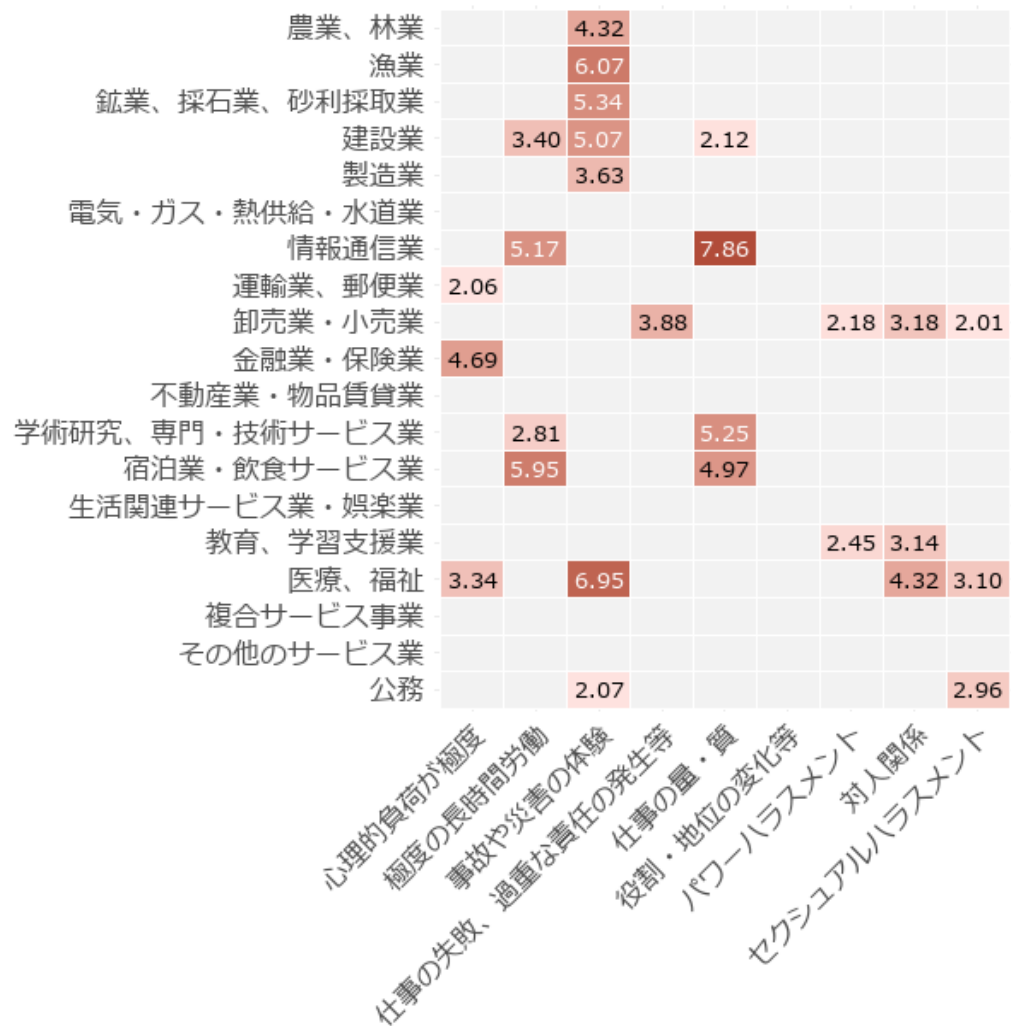
注）実線は各年度の支給決定件数の実数を示す。破線は、支給決定件数（n+1）の対数を年度で回帰した対数線形モデルに基づく推定値であり、併記した年平均変化率は同モデルの推定係数から算出したものである。

図3.労災認定件数の経年変化と平均変化率（性・年齢階級別）



注) 実線は各年度の支給決定件数の実数を示す。破線は、支給決定件数 (n+1) の対数を年度で回帰した対数線形モデルに基づく推定値であり、併記した年平均変化率は同モデルの推定係数から算出したものである。

図4. 業種と出来事類型の関連
(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)



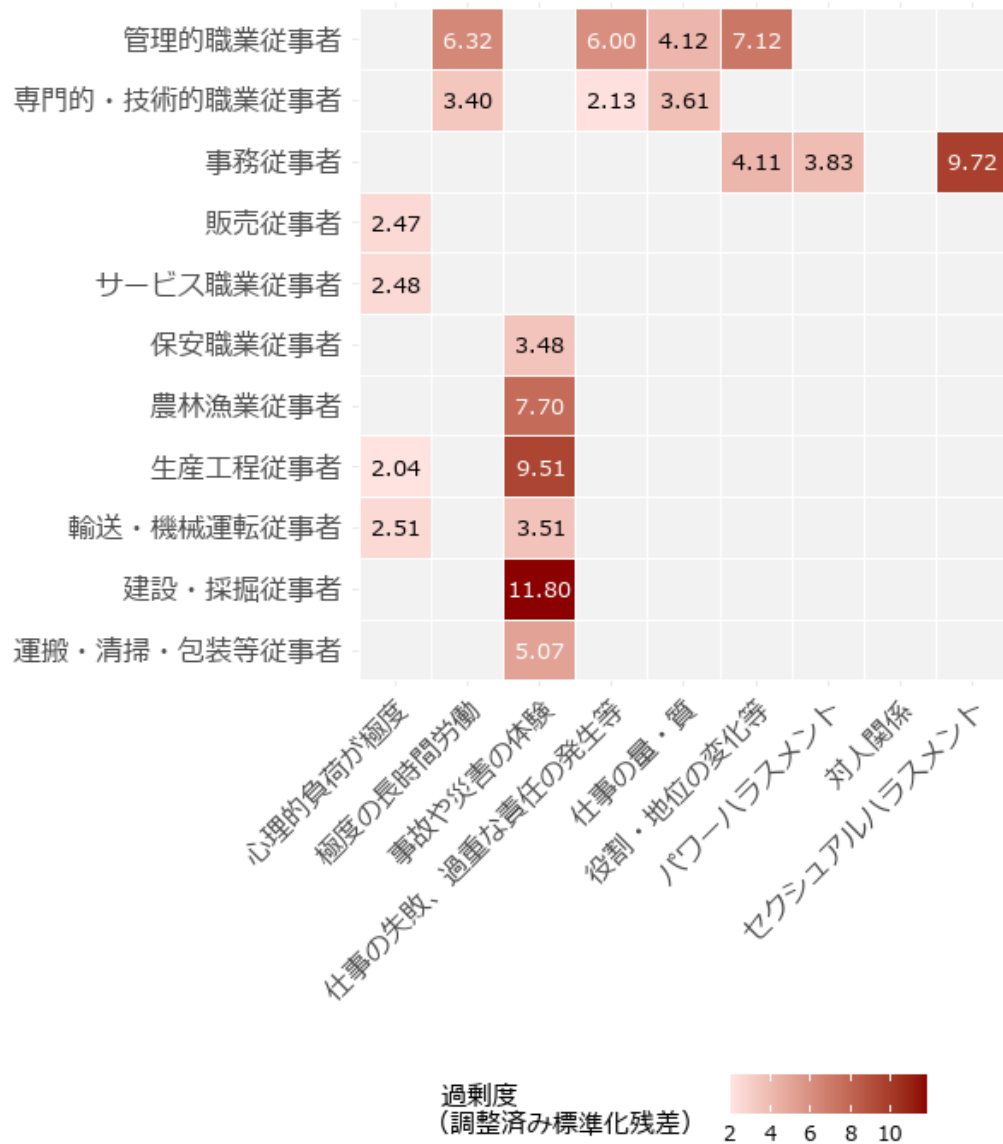
過剰度
(調整済み標準化残差)



2 4 6 8 10

注) 注) χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出し、2以上の正の値のみを着色した。

図5. 職種と出来事類型の関連
(調整済み標準化残差に基づく過剰分布)



注1) χ^2 検定に基づき調整済み標準化残差を算出し、2以上の正の値のみを着色した。
注2) χ^2 検定および残差の算出には分類不能の職業を含めているが、図では当該カテゴリは表示していない。

図6.労災認定件数の経年変化と平均変化率（業種別）

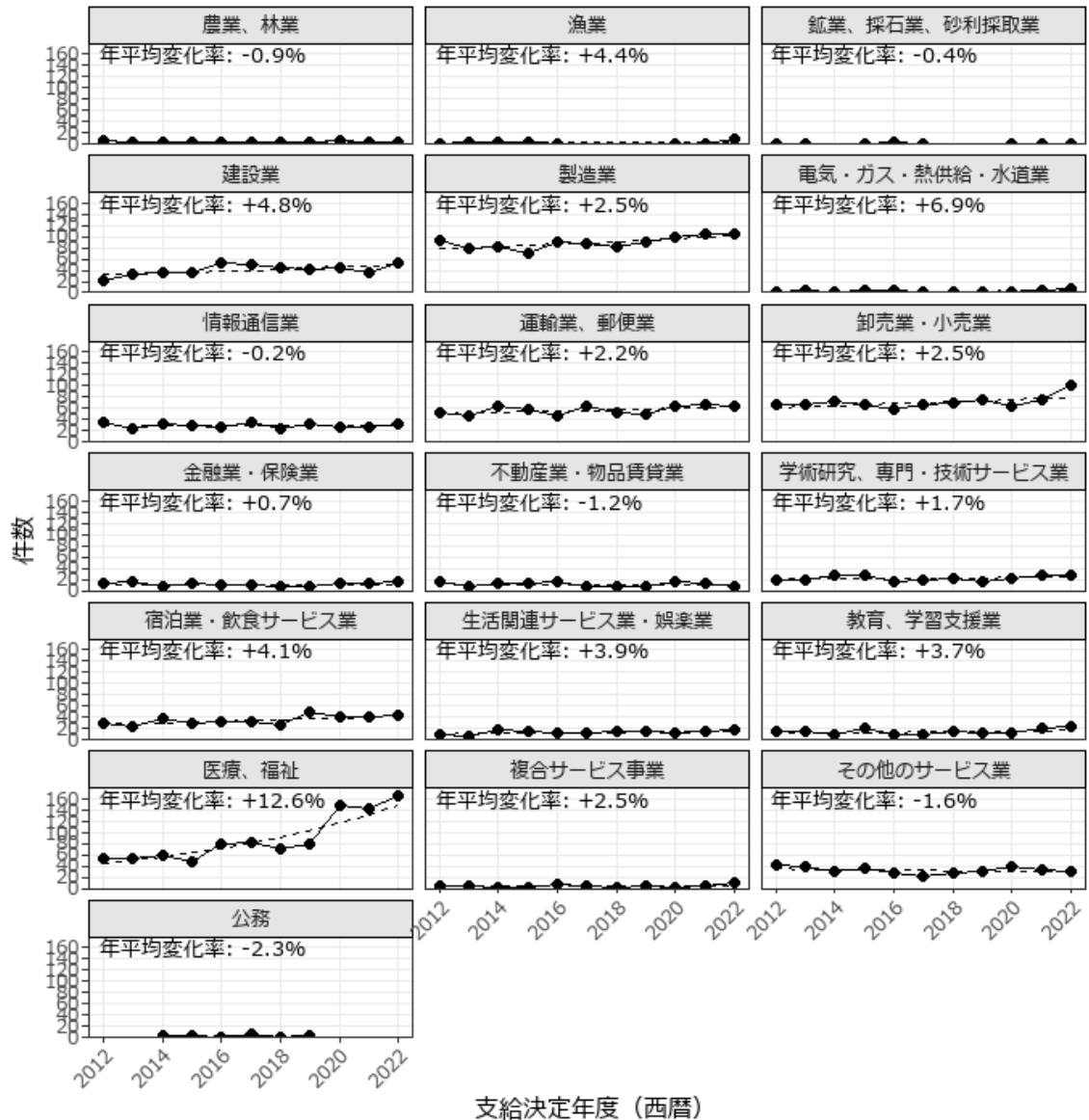
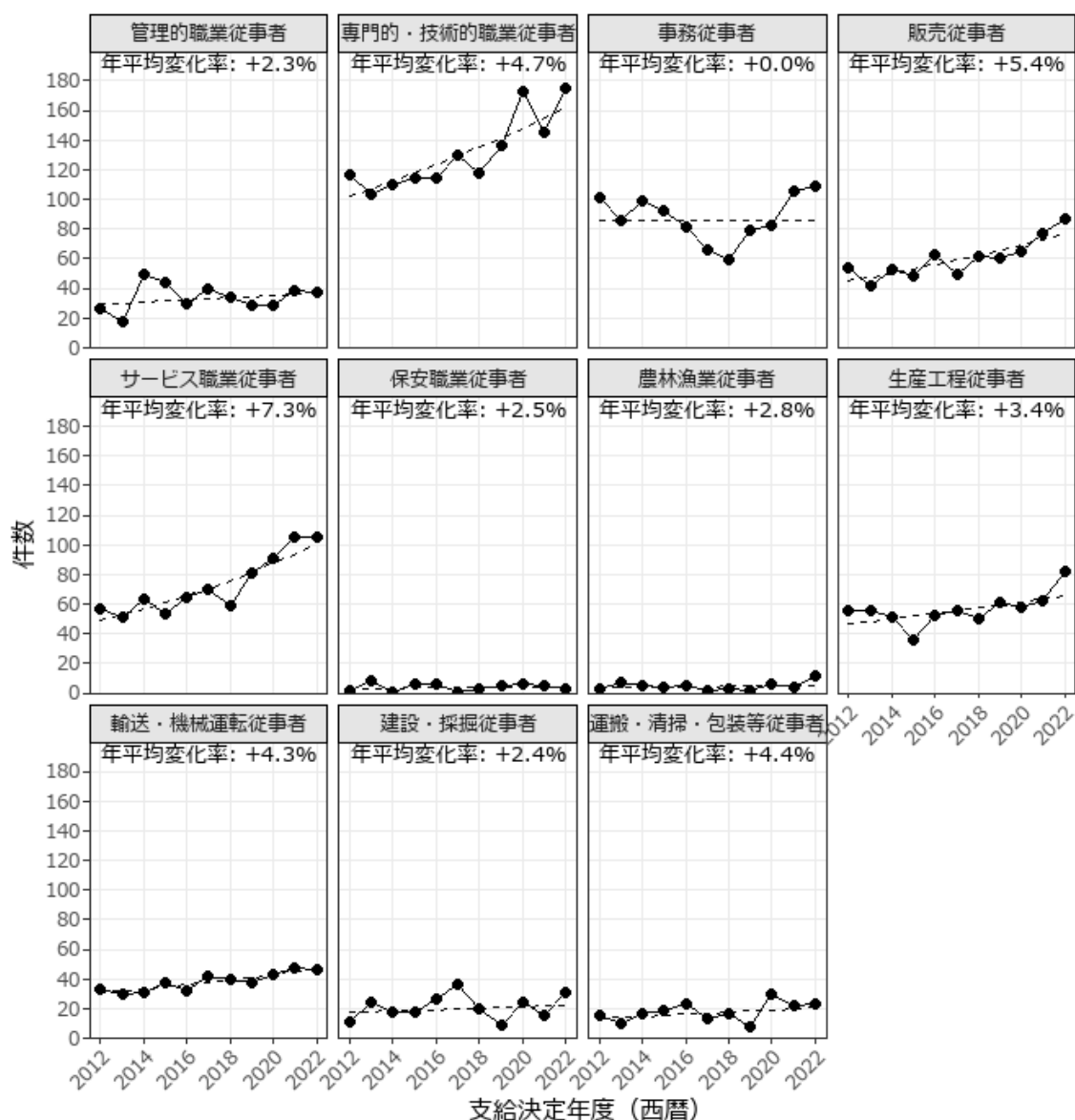


図7.労災認定件数の経年変化と平均変化率（職種別）



注1) 実線は各年度の支給決定件数の実数を示す。破線は、支給決定件数（n+1）の対数を年度で回帰した対数線形モデルに基づく推定値であり、併記した年平均変化率は同モデルの推定係数から算出したものである。
 注2) 分類不能の職業のケースは表示していない。

表3. 業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い業種（中分類の上位10業種）－出来事類型別－

出来事計			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	537
2	医療、福祉	医療業	435
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	386
4	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	256
5	建設業	総合工事業	252
6	情報通信業	情報サービス業	201
7	卸売業・小売業	その他の小売業	160
8	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	155
9	製造業	輸送用機械器具製造業	136
10	製造業	食料品製造業	128

心理的負荷が極度			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	45
2	医療、福祉	医療業	32
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	24
4	金融業・保険業	保険業	16
5	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	14
5	製造業	化学工業	14
7	建設業	総合工事業	11
8	卸売業・小売業	その他の小売業	10
9	卸売業・小売業	各種商品小売業	9
9	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	9

極度の長時間労働			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	42
2	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	40
3	建設業	総合工事業	35
4	情報通信業	情報サービス業	33
5	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	17
6	医療、福祉	医療業	16
6	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）	16
8	その他のサービス業	その他の事業サービス業	13
9	宿泊業・飲食サービス業	宿泊業	12
9	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	12

事故や災害の体験			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	136
2	医療、福祉	医療業	126
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	69
4	建設業	総合工事業	65
5	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	37
6	製造業	輸送用機械器具製造業	34
7	製造業	食料品製造業	31
8	製造業	金属製品製造業	28
9	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	27
10	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	26

仕事の失敗、過重な責任の発生等			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	52
2	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	27
3	卸売業・小売業	その他の小売業	21
4	医療、福祉	医療業	18
5	建設業	総合工事業	17
6	情報通信業	情報サービス業	16
7	卸売業・小売業	機械器具小売業	14
7	製造業	電気機械器具製造業	14
9	卸売業・小売業	機械器具卸売業	10
10	製造業	輸送用機械器具製造業	9
10	製造業	食料品製造業	9

仕事の量・質			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	126
2	情報通信業	情報サービス業	97
3	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	94
4	建設業	総合工事業	67
5	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	66
6	医療、福祉	医療業	55
7	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	52
7	建設業	設備工事業	52
9	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）	41
10	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	40

役割・地位の変化等			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	16
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	16
3	医療、福祉	医療業	15
4	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	11
4	卸売業・小売業	機械器具小売業	11
4	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	11
7	情報通信業	情報サービス業	9
7	教育、学習支援業	学校教育	9
9	製造業	生産用機械器具製造業	8
10	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	7
10	建設業	総合工事業	7
10	製造業	化学工業	7
10	製造業	輸送用機械器具製造業	7
10	製造業	電気機械器具製造業	7

対人関係			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	128
2	医療、福祉	医療業	93
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	49
4	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	47
5	卸売業・小売業	その他の小売業	34
6	卸売業・小売業	機械器具小売業	31
7	建設業	総合工事業	30
8	卸売業・小売業	各種商品小売業	27
9	教育、学習支援業	学校教育	26
10	製造業	輸送用機械器具製造業	24
10	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	24

パワーハラスメント			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	医療業	40
2	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	25
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	16
4	卸売業・小売業	機械器具小売業	15
4	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	15
6	教育、学習支援業	学校教育	13
7	卸売業・小売業	その他の小売業	10
7	卸売業・小売業	食料品小売業	10
7	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	10
7	建設業	総合工事業	10
7	製造業	電気機械器具製造業	10
7	製造業	食料品製造業	10

セクシュアルハラスメント			
	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	52
2	医療、福祉	医療業	40
3	卸売業・小売業	食料品小売業	17
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	17
5	情報通信業	情報サービス業	14
6	宿泊業・飲食サービス業	宿泊業	13
6	宿泊業・飲食サービス業	飲食店	13
6	製造業	輸送用機械器具製造業	13
9	卸売業・小売業	その他の小売業	12
10	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	11
10	教育、学習支援業	学校教育	11

表4. 業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い職種（中分類の上位10職種）－出来事類型別－

出来事計			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	615
2	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	369
3	販売従事者	営業職業従事者	331
4	販売従事者	商品販売従事者	318
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	283
6	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	258
7	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	252
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	251
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	217
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	200

心理的負荷が極度			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	34
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	28
2	販売従事者	営業職業従事者	28
4	販売従事者	商品販売従事者	23
5	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	20
6	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	18
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	15
8	事務従事者	一般事務従事者	14
9	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	13
9	生産工程従事者	生産関連・生産類似作業従事者	13

極度の長時間労働			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	38
2	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	37
3	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	33
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	33
5	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	25
6	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	22
6	事務従事者	一般事務従事者	22
8	販売従事者	商品販売従事者	21
9	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	16
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	13

事故や災害の体験			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	99
2	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	86
3	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	82
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	78
5	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	62
6	販売従事者	商品販売従事者	55
7	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	44
8	事務従事者	一般事務従事者	43
9	販売従事者	営業職業従事者	39
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	36

仕事の失敗、過重な責任の発生等			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	38
2	事務従事者	一般事務従事者	37
3	販売従事者	営業職業従事者	36
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	31
5	販売従事者	商品販売従事者	21
6	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	19
7	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	18
8	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	15
8	専門的・技術的職業従事者	製造技術者（開発）	15
10	事務従事者	営業・販売事務従事者	14

仕事の量・質			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	154
2	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	101
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	101
2	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	101
5	販売従事者	営業職業従事者	82
6	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	80
7	販売従事者	商品販売従事者	68
8	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	66
9	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	65
10	事務従事者	営業・販売事務従事者	47

役割・地位の変化等			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	54
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	39
3	販売従事者	営業職業従事者	22
4	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	11
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	11
6	専門的・技術的職業従事者	製造技術者（開発を除く）	10
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	10
8	販売従事者	商品販売従事者	9
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	8
9	事務従事者	営業・販売事務従事者	8
9	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	8

対人関係			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	130
2	販売従事者	商品販売従事者	66
3	販売従事者	営業職業従事者	63
4	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	62
5	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	61
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	55
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	50
8	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	41
9	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	35
10	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	34

パワーハラスメント			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	56
2	販売従事者	営業職業従事者	32
3	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	27
4	販売従事者	商品販売従事者	20
5	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	16
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	15
7	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	12
7	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	12
7	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	12
10	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11
10	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	11

セクシュアルハラスメント			
	職種（大分類）	職種（中分類）	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	105
2	販売従事者	商品販売従事者	35
3	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	32
4	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	28
5	販売従事者	営業職業従事者	21
6	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	17
7	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13
7	事務従事者	営業・販売事務従事者	13
9	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	11
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	11

表5. 業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い業種・職種の組み合わせ（中分類の上位10業職種）－出来事類型別－

出来事計			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	道路貨物運送業	自動車運転従事者	250
2	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	246
3	医療業	保健師，助産師，看護師	216
4	情報サービス業	情報処理・通信技術者	146
5	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	140
6	飲食店	接客・給仕職業従事者	113
7	総合工事業	建築・土木・測量技術者	90
7	飲食店	飲食物調理従事者	90
9	その他の小売業	商品販売従事者	74
10	道路旅客運送業	自動車運転従事者	73
10	飲食品小売業	商品販売従事者	73

心理的負荷が極度			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	26
2	道路貨物運送業	自動車運転従事者	21
3	医療業	保健師，助産師，看護師	17
4	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	13
5	保険業	営業職業従事者	10
6	映像・音声・文字情報制作業	生産関連・生産類似作業従事者	9
6	道路旅客運送業	自動車運転従事者	9
8	化学工業	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	8
8	各種商品小売業	商品販売従事者	8
8	飲食店	接客・給仕職業従事者	8

極度の長時間労働			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	情報サービス業	情報処理・通信技術者	26
1	道路貨物運送業	自動車運転従事者	26
3	総合工事業	建築・土木・測量技術者	21
4	飲食店	飲食物調理従事者	18
5	飲食店	接客・給仕職業従事者	13
6	技術サービス業（他に分類されないもの）	建築・土木・測量技術者	10
7	医療業	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	9
8	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	8
9	総合工事業	その他の管理的職業従事者	7
10	その他の小売業	商品販売従事者	6
10	飲食品小売業	商品販売従事者	6

事故や災害の体験			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	医療業	保健師，助産師，看護師	92
2	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	79
3	道路貨物運送業	自動車運転従事者	56
4	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	33
5	総合工事業	土木作業従事者	23
5	道路旅客運送業	自動車運転従事者	23
7	金属製品製造業	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	21
8	職別工事業（設備工事業を除く）	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	18
8	食料品製造業	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	18
10	総合工事業	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	17

仕事の失敗、過重な責任の発生等			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	道路貨物運送業	自動車運転従事者	21
2	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	18
3	情報サービス業	情報処理・通信技術者	12
4	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	11
4	総合工事業	建築・土木・測量技術者	11
6	その他の小売業	商品販売従事者	10
7	医療業	保健師，助産師，看護師	8
7	社会保険・社会福祉・介護事業	法人・団体管理職員	8
9	道路旅客運送業	自動車運転従事者	7
10	その他の小売業	一般事務従事者	6
10	社会保険・社会福祉・介護事業	一般事務従事者	6

仕事の量・質			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	道路貨物運送業	自動車運転従事者	81
2	情報サービス業	情報処理・通信技術者	71
3	飲食店	接客・給仕職業従事者	38
4	飲食店	飲食物調理従事者	37
5	総合工事業	建築・土木・測量技術者	32
6	技術サービス業（他に分類されないもの）	建築・土木・測量技術者	24
7	飲食品小売業	商品販売従事者	21
8	医療業	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	20
8	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	20
10	設備工事業	電気工事従事者	18

役割・地位の変化等			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	学校教育	一般事務従事者	7
2	道路貨物運送業	自動車運転従事者	6
2	飲食店	接客・給仕職業従事者	6
4	医療業	保健師，助産師，看護師	5
4	情報サービス業	情報処理・通信技術者	5
6	医療業	一般事務従事者	4
6	機械器具小売業	営業職業従事者	4
6	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	4
6	道路貨物運送業	法人・団体管理職員	4
6	道路貨物運送業	運輸・郵便事務従事者	4

対人関係			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	59
2	医療業	保健師，助産師，看護師	51
3	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	38
4	道路貨物運送業	自動車運転従事者	26
5	道路旅客運送業	自動車運転従事者	19
6	飲食店	接客・給仕職業従事者	18
7	学校教育	教員	17
8	飲食店	飲食物調理従事者	16
9	各種商品小売業	商品販売従事者	15
10	その他の小売業	商品販売従事者	13
10	情報サービス業	情報処理・通信技術者	13
10	食料品製造業	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	13

パワーハラスメント			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	医療業	保健師，助産師，看護師	12
1	飲食店	接客・給仕職業従事者	12
3	医療業	医療技術者	10
4	学校教育	教員	9
4	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	9
6	食料品製造業	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	8
7	医療業	一般事務従事者	7
7	機械器具小売業	営業職業従事者	7
7	道路貨物運送業	自動車運転従事者	7
10	情報サービス業	情報処理・通信技術者	6
10	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	6

セクシュアルハラスメント			
	業種（中分類）	職種（中分類）	件数
1	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービス職業従事者	30
2	医療業	保健師，助産師，看護師	21
3	食料品小売業	商品販売従事者	13
4	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉専門職業従事者	10
5	医療業	一般事務従事者	8
5	宿泊業	接客・給仕職業従事者	8
5	情報サービス業	情報処理・通信技術者	8
8	各種商品小売業	商品販売従事者	7
8	社会保険・社会福祉・介護事業	保健師，助産師，看護師	7
10	保険業	営業職業従事者	6
10	総合工事業	一般事務従事者	6
10	道路貨物運送業	一般事務従事者	6
10	道路貨物運送業	自動車運転従事者	6
10	飲食店	接客・給仕職業従事者	6

表6. 業務災害に係る精神障害の支給決定件数の多い業種・職種の組み合わせ（小分類の上位5業職種）－出来事類型別－

出来事計			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	238
2	病院	看護師（准看護師を含む）	186
3	老人福祉・介護事業	介護職員	177
4	一般乗用旅客自動車運送業	乗用自動車運転者	41
5	ソフトウェア業	システム設計者	40
5	障害者福祉事業	福祉施設指導専門員	40

極度の長時間労働			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	25
2	建築工事業（木造建築工事業を除く）	建築技術者	10
3	ソフトウェア業	システム設計者	8
3	病院	医師	8
5	ソフトウェア業	ソフトウェア作成者	7
5	専門料理店	調理人	7
5	食堂・レストラン	調理人	7

仕事の失敗、過重な責任の発生等			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	19
2	老人福祉・介護事業	介護職員	8
3	児童福祉事業	保育士	7
4	病院	看護師（准看護師を含む）	6
5	一般乗合旅客自動車運送業	バス運転者	5

役割・地位の変化等			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	6

対人関係			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	老人福祉・介護事業	介護職員	51
2	病院	看護師（准看護師を含む）	45
3	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	25
4	一般乗用旅客自動車運送業	乗用自動車運転者	11
4	百貨店・総合スーパー	販売店員	11
4	障害者福祉事業	福祉施設指導専門員	11

心理的負荷が極度			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	21
2	老人福祉・介護事業	介護職員	18
3	病院	看護師（准看護師を含む）	15
4	生命保険業	金融・保険営業職業従事者	10
5	映像情報制作業	生産関連作業従事者	9

事故や災害の体験			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	病院	看護師（准看護師を含む）	87
2	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	52
3	老人福祉・介護事業	介護職員	47
4	一般乗用旅客自動車運送業	乗用自動車運転者	16
4	老人福祉・介護事業	訪問介護従事者	16

仕事の量・質			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	78
2	ソフトウェア業	システム設計者	22
3	情報処理・提供サービス業	システム設計者	20
3	病院	医師	20
5	土木建築サービス業	建築技術者	13
5	老人福祉・介護事業	介護職員	13

パワーハラスメント			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	病院	看護師（准看護師を含む）	11
2	老人福祉・介護事業	介護職員	8
3	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	7
4	病院	理学療法士，作業療法士	6
5	食堂・レストラン	飲食物給仕従事者	5

セクシュアルハラスメント			
	業種（小分類）	職種（小分類）	件数
1	老人福祉・介護事業	介護職員	24
2	病院	看護師（准看護師を含む）	15
3	老人福祉・介護事業	看護師（准看護師を含む）	7
4	生命保険業	金融・保険営業職業従事者	6
5	一般貨物自動車運送業	貨物自動車運転者	5
5	各種食料品小売業	販売店員	5
5	障害者福祉事業	福祉施設指導専門員	5

注：出来事の件数が5件に満たない業種・職種は、掲載していない。

表7. 時間外労働時間数の分布－支給決定年度別、性・年齢階級別、業種別、職種別－

		時間外労働時間数の分布（n）							合計
		80時間未満	80～100時間未満	100～120時間未満	120～140時間未満	140～160時間未満	160時間以上	その他	
合計		2035	322	563	375	198	474	1838	5,805
支給決定年度	平成24（2012）年度	177	32	66	46	24	46	84	475
	平成25（2013）年度	190	21	46	22	24	31	102	436
	平成26（2014）年度	207	27	50	36	21	67	89	497
	平成27（2015）年度	202	20	45	40	22	65	78	472
	平成28（2016）年度	192	23	49	38	19	52	125	498
	平成29（2017）年度	178	33	41	35	26	49	144	506
	平成30（2018）年度	176	30	61	34	17	35	112	465
	令和元（2019）年度	167	29	63	45	9	36	160	509
	令和2（2020）年度	179	28	56	24	12	30	279	608
	令和3（2021）年度	166	44	41	28	10	35	305	629
	令和4（2022）年度	201	35	45	27	14	28	360	710
性・発症時年齢階級	男性・20代以下	282	47	84	53	17	62	170	715
	男性・30代	316	71	139	103	59	104	241	1,033
	男性・40代	348	99	167	101	54	149	260	1,178
	男性・50代	196	46	74	58	35	79	155	643
	男性・60代以上	43	3	5	8	3	10	74	146
	女性・20代以下	224	20	27	14	6	19	305	615
	女性・30代	236	14	23	13	5	26	239	556
	女性・40代	249	14	21	16	14	17	234	565
	女性・50代	116	8	22	5	4	6	128	289
	女性・60代以上	25	0	1	4	1	2	32	65

		時間外労働時間数の分布（n）							合計
		80時間未満	80～100時間未満	100～120時間未満	120～140時間未満	140～160時間未満	160時間以上	その他	
業種 （産業大分類）	農林業	15	1	6	2	0	1	14	39
	漁業	2	0	0	1	0	1	15	19
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0	0	0	0	0	6	9
	建設業	136	31	46	38	15	49	138	453
	製造業	382	65	88	56	40	64	288	983
	電気・ガス・熱供給・水道業	15	4	2	1	1	1	5	29
	情報通信業	100	22	35	25	14	49	75	320
	運輸業、郵便業	160	31	76	54	34	79	184	618
	卸売業、小売業	296	51	95	43	21	42	222	770
	金融業、保険業	56	3	9	4	1	4	48	125
	不動産業、物品賃貸業	44	13	18	10	1	8	32	126
	学術研究、専門・技術サービス業	86	26	25	20	8	31	50	246
	宿泊業、飲食サービス業	90	20	56	52	25	62	77	382
	生活関連サービス業、娯楽業	54	4	13	12	10	9	35	137
	教育、学習支援業	62	3	17	10	5	6	49	152
	医療、福祉	364	25	48	20	14	39	467	977
	複合サービス事業	20	3	4	1	2	1	15	46
	サービス業（他に分類されないもの）	143	19	25	26	7	28	111	359
	公務	7	1	0	0	0	0	7	15
職種 （職業大分類）	管理的職業従事者	116	43	51	32	19	62	52	375
	専門的・技術的職業従事者	511	86	130	86	49	140	436	1,438
	事務従事者	422	49	90	55	30	58	258	962
	販売従事者	237	35	78	37	24	32	218	661
	サービス職業従事者	247	37	72	67	27	79	270	799
	保安職業従事者	17	1	5	6	0	5	12	46
	農林漁業従事者	18	2	5	0	0	2	26	53
	生産工程従事者	231	35	40	37	15	27	235	620
	輸送・機械運転従事者	104	24	56	34	20	48	133	419
	建設・採掘従事者	74	8	15	9	5	10	113	234
	運搬・清掃・包装等従事者	58	2	21	12	9	11	84	197
	分類不能の職業	0	0	0	0	0	0	1	1

注：時間外労働時間数の「その他」は、出来事による心理的負荷が曲度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに「業務災害」と認定された事案である。

図8.時間外労働月80時間以上の事案割合（出来事類型別）

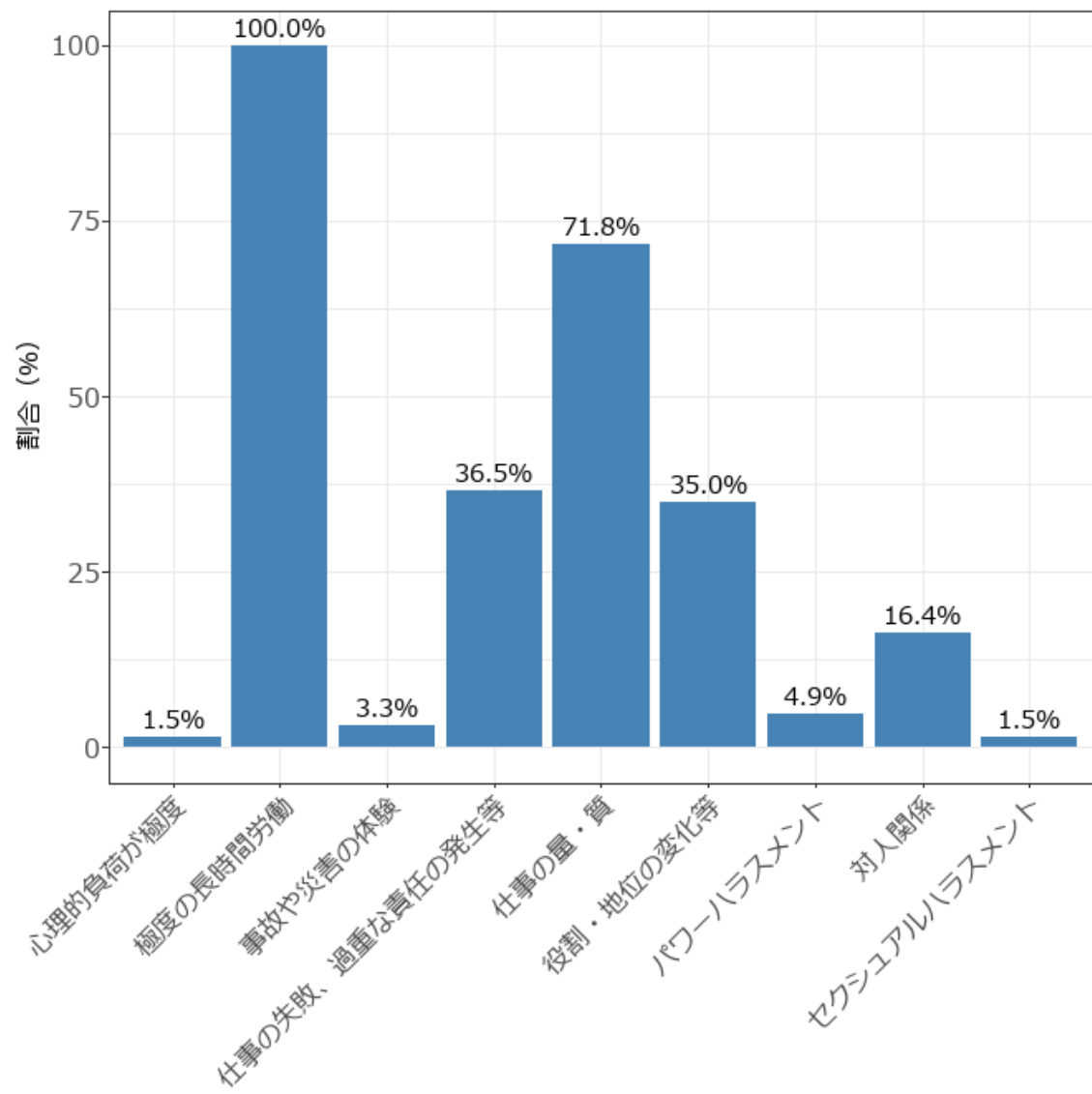
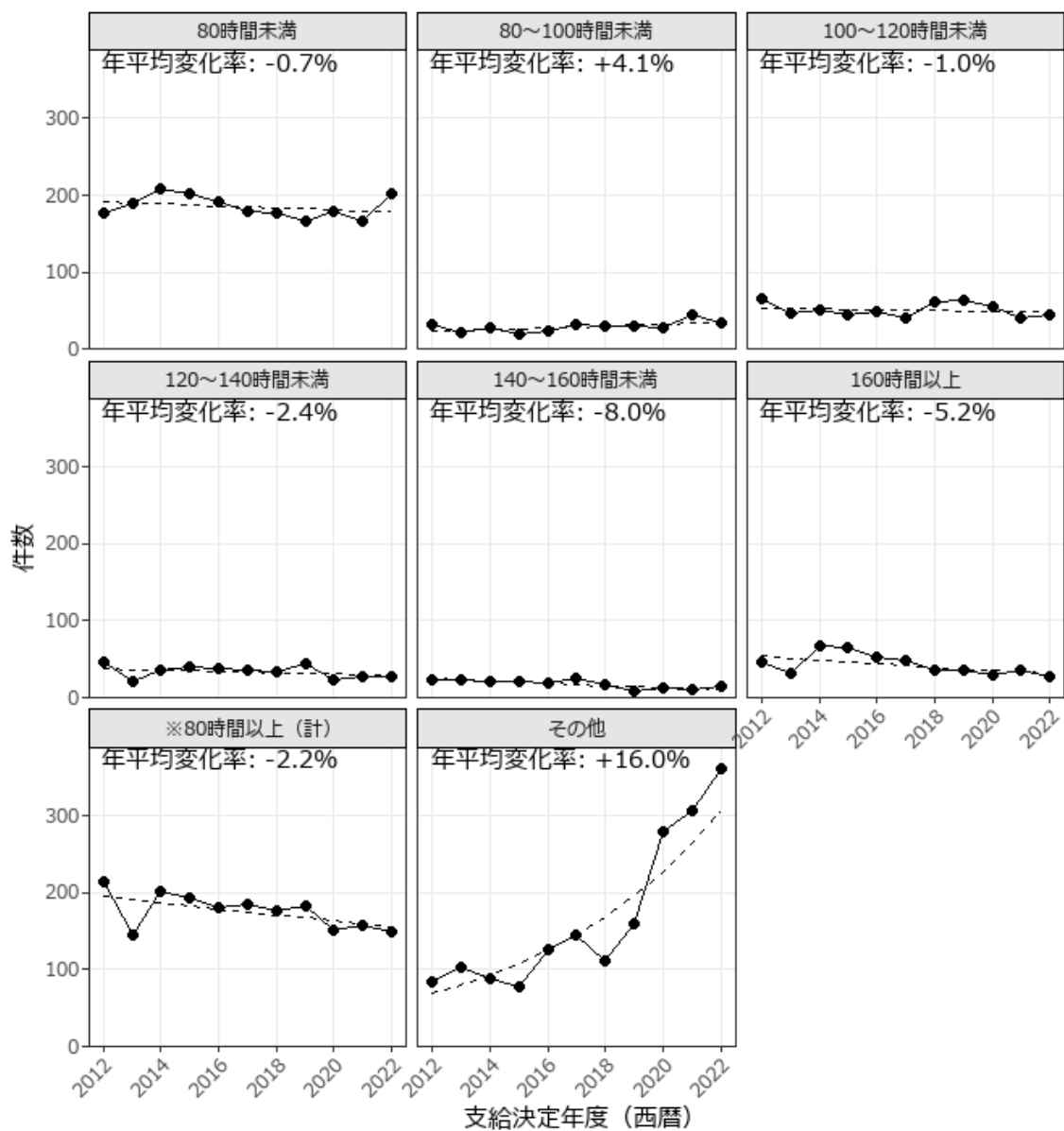


図9.労災認定件数の経年変化と平均変化率（時間外労働時間数別）

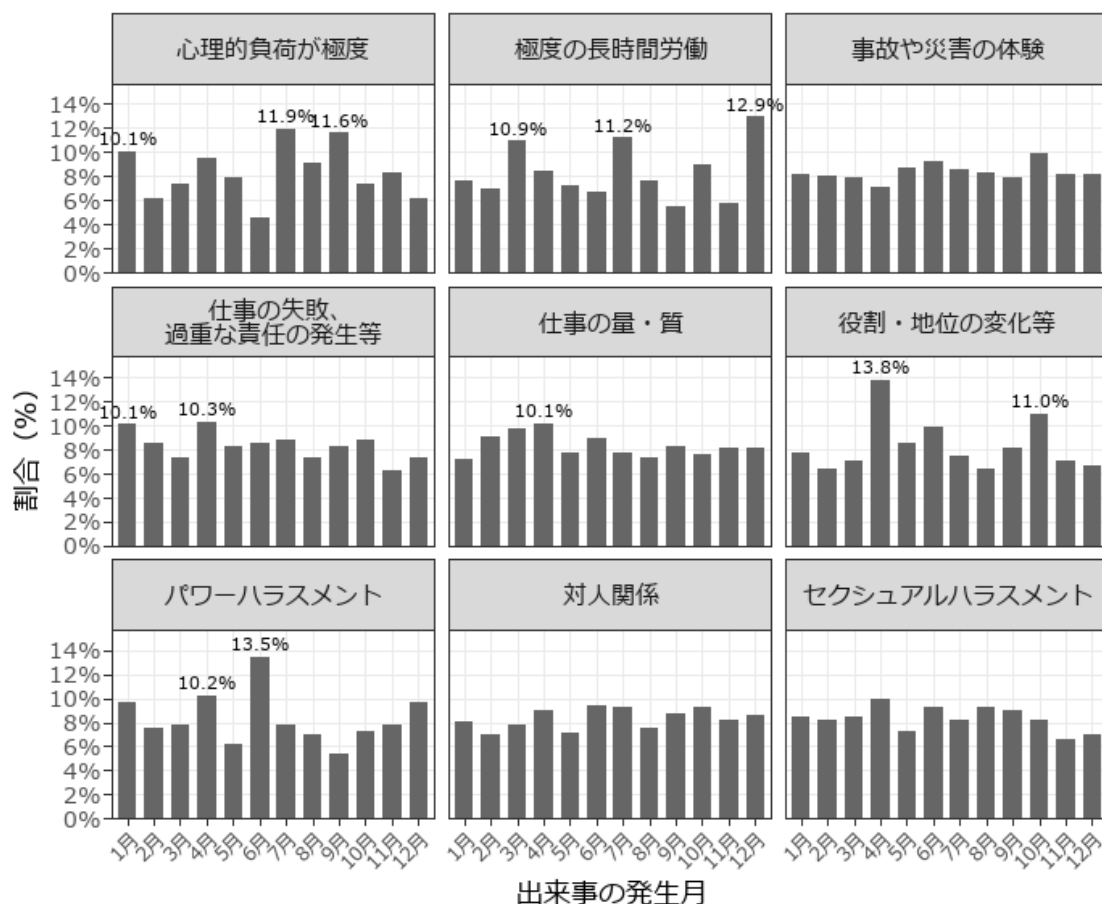


注）実線は各年度の支給決定件数の実数を示す。破線は、支給決定件数（n+1）の対数を年度で回帰した対数線形モデルに基づく推定値であり、併記した年平均変化率は同モデルの推定係数から算出したものである。

表8. 業務による心理的負荷となる出来事の発生月の分布（n）－出来事類型別－

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
出来事計	476	457	493	544	449	522	509	451	472	504	445	483	5,805
心理的負荷が極度	33	20	24	31	26	15	39	30	38	24	27	20	327
極度の長時間労働	31	28	44	34	29	27	45	31	22	36	23	52	402
事故や災害の体験	90	89	88	78	96	102	95	92	87	109	90	90	1,106
仕事の失敗、過重な責任の発生等	40	34	29	41	33	34	35	29	33	35	25	29	397
仕事の量・質	105	133	143	148	113	130	114	108	121	111	119	118	1,463
役割・地位の変化等	22	18	20	39	24	28	21	18	23	31	20	19	283
パワーハラスメント	36	28	29	38	23	50	29	26	20	27	29	36	371
対人関係	84	73	81	94	75	98	97	79	91	97	85	90	1,044
セクシュアルハラスメント	35	34	35	41	30	38	34	38	37	34	27	29	412

図10. 出来事発生月の構成割合（出来事類型別）



注) 出来事類型ごとに、その類型に該当する事案のうち、各月に発生した割合を示している。
なお、割合が10%以上の場合にのみ数値ラベルを表示している。